

## 3月11日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- |      |          |      |          |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君   |
| 2 "  | 大森 茂彦 君  | 9 "  | 朝倉 国勝 君  |
| 3 "  | 山城 峻一 君  | 10 " | 滝沢 幸映 君  |
| 4 "  | 祢津 明子 君  | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 "  | 中島 新一 君  | 12 " | 西沢 悦子 君  |
| 6 "  | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君  |
| 7 "  | 玉川 清史 君  | 14 " | 中嶋 登 君   |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 山村 弘 君  |
| 副 町 長           | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長           | 清水 守 君  |
| 会 計 管 理 者       | 柳澤 博 君  |
| 総 務 課 長         | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 大井 裕 君  |
| 住 民 環 境 課 長     | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 伊達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長         | 関 貞巳 君  |
| 教 育 文 化 課 長     | 堀内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 長崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長         | 細田 美香 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長         | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 鳴海 聡子 君 |
| 企 画 調 整 係 長     |         |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |         |
| 子 ども 支 援 室 長    |         |
4. 職務のため出席した者
- |             |          |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君  |
| 議 会 書 記     | 宮崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

(1) 町のコロナ感染状況とワクチン接種についてほか 大日向 進 也 議員

(2) びんぐし湯さん館のリニューアルについてほか 山 城 峻 一 議員

第 2 議案第 4 号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第 5 号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 6 号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 7 号 字の区域の変更について

第 6 議案第 8 号 町道路線の廃止について

第 7 議案第 9 号 町道路線の認定について

第 8 議案第 10 号 町道路線の変更について

第 9 議案第 11 号 令和 4 年度坂城町一般会計予算について

第 10 議案第 12 号 令和 4 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 11 議案第 13 号 令和 4 年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について

第 12 議案第 14 号 令和 4 年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第 13 議案第 15 号 令和 4 年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 14 議案第 16 号 令和 4 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

追加第 1 発委第 1 号 ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、平和的解決を求める決議について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第 1 「一般質問」

**議長（小宮山君）** 初めに、6 番 大日向進也君の質問を許します。

**6 番（大日向君）** おはようございます。ただいま、議長から発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

新年より、オミクロン株によるコロナウイルスが感染拡大となりました。オミクロン株による感染者数は、第5波デルタ株収束までの約2年間の感染者数を2か月で超えるという感染力の強さを見せました。今回顕著に見えたのは、児童生徒の多くが感染し、教育現場での混乱が生じたことがうかがえたところではないでしょうか。今まで以上に様々な場面で障害が発生していることに憂いを感じます。

それでは、以前より毎回お聞きしておりますが、町における新型コロナウイルスワクチンの接種の現在の状況と、令和4年度にいよいよ実証実験が開始予定のデマンド、乗り合いタクシー事業の事業内容について質問を行いたいと思います。

1. 町のコロナ感染状況とワクチン接種について

イといたしまして、現在までの町の感染者数ということで、第6波前の町の感染者数のトータルと年代別による割合はということで、これを10歳未満から10歳刻みで感染者数と割合をお答えください。また、現在流行している第6波の感染者数のトータルはどのくらいでしょうか。

次に、ロといたしまして、町での3回目のワクチン接種が2月より始まりました。今回よりワクチンの交差接種が可能となったため、現在の接種状況と割合はどのようになっているのでしょうか。わかっている範囲での接種人数、接種状況として、1回目・2回目ファイザー、3回目ファイザー。1回目・2回目ファイザー、3回目モデルナ。1回目・2回目モデルナ、3回目モデルナ。1回目・2回目モデルナ、3回目ファイザーの人数と割合は。お答えください。

次に、1回目、2回目で実施された職域接種についても、今回も前回同様に行われる予定はあるのでしょうか。

次に、今まで行われた2回の接種で、会場内の動線、関係者連携等で改善点があったのでしょうか。また、それを反映していますか。

最後になりますが、5歳から11歳の接種についてです。努力義務ではないが、一定の効果が見込まれるという情報もある中、町としてはどのように対象者への情報提供を行っていくのでしょうか。

以上、質問いたします。

**福祉健康課長（伊達君）** 1. 町のコロナ感染状況とワクチン接種についてのうち、私からは、イの現在までの町の感染者数の状況はについてお答えをいたします。

いまだ終息の気配が見えない新型コロナウイルス感染症につきましては、国内でも令和2年1月に初の感染者が確認されて以来、累計感染者数は550万人を超え、亡くなられた方も2万5千人に達しております。

国内での感染状況を振り返ってみますと、令和2年3月から5月にかけての第1波の際には

全都道府県に緊急事態宣言が発出され、同年7月から8月にかけての第2波では、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請が行われました。同じく、令和2年の11月頃から令和3年3月頃まで続いた第3波では、年末年始の人流増加等による感染の拡大に加え、高齢者の感染増加で重症者も多くなり、最大11都府県に二度目の緊急事態宣言が発出されています。

令和3年3月下旬から、関西地方で感染者が増え始めた第4波では、アルファ株への急速な置き換わりが感染拡大の要因とされ、まん延防止等重点措置が新たに設けられたところであります。

令和3年8月を中心とした第5波は、感染力の強いデルタ株が要因で、ワクチン接種が進んだことにより高齢者の感染は減少したものの、中高年や若年層に感染が拡大し、東京などの都市部では医療提供体制が危機的な状況になりました。

そして、今年1月からのオミクロン株の蔓延による感染の第6波は、2月上旬に全国の新規感染者数が1日で10万人を超える日もあるなど、まさにこれまでにない爆発的な感染の拡大となり、長野県を含め、最大で36都道府県にまん延防止等重点措置が適用されたところがございます。

長野県におきましても、これまで独自の感染警戒レベルや医療アラートなどの基準を設け、感染動向に応じ市町村と連携しての対策を講じているというところでありますけれども、昨日発表分までの累計感染数は3万4,601例で、届出の受理日、発表日の1日前になりますけれども、届出の受理日ベースで申し上げますと、令和2年2月に初めて県内で感染が確認されてから令和3年、昨年12月までの累計感染例が8,962例だったのに対し、年が明けてからは医療機関や学校、児童施設、高齢者施設等での集団感染が発生するなど、令和4年1月は9,198例、2月は1万3,153例、3月は9日までに3,288例と、ウイルスの感染力の強さを改めて目の当たりにしているところがございます。

さて、当町の状況でございますけれども、令和2年8月に初めて感染が確認されてから、昨日の発表までで累計173例の感染が確認され、第5波までが49例、第6波が始まった令和4年、今年の1月以降は感染者が増加し、1月は59例、2月は62例、3月は9日までに3例、計124例の感染が確認されております。

県の公表データにより当町の年代別の状況を申し上げますと、第5波までの49例につきましては、10歳未満が2例で4.1%、10代が6例で12.2%、20代が6例で同じく12.2%、30代が8例で16.3%、40代が9例で18.4%、50代が7例で14.3%、60代が7例で同じく14.3%、70代が3例で6.1%、80代はゼロ、90歳以上が1例で2%でございます。

第6波以降についてでありますけれども、124例のうち、県で年代等が公表されている121例について申し上げたいと思います。10歳未満が14例で11.6%、10代が

13例で10.7%、20代が15例で12.4%、30代が19例で15.7%、40代が21例で17.4%、50代が8例で6.6%、60代が9例で7.4%、70代が11例で9.1%、80代が5例で4.1%、90歳以上が6例で5%という状況でございます。

**保健センター所長（竹内さん）** 私からは、ロ. ワクチン接種についてお答えいたします。

新型コロナワクチンは、時間の経過とともに抗体価が減少し、発症予防効果が低下することから、2回目の接種が完了した18歳以上の方に対し、3回目の追加接種を実施することが国において決定され、町におきましても現在実施をしているところであります。

追加接種では、1・2回目接種で使用したファイザー社ワクチンに加え、これまで職域接種や大規模接種のみで使用されてきた武田/モデルナ社ワクチンも使用できるようになり、2回目までと異なるワクチンを接種する交接種が可能とされました。

交接種については、3回目も同じワクチンを接種した場合と比較しても、ワクチンの効果や安全性に大きな差はないとされており、抗体価が下がってくるタイミングを逃さず、そのとき打てるワクチンを接種していただくことが重要であるとされており、町におきましても、住民の皆様のご理解、ご協力をいただく中で、現在ファイザー社と武田/モデルナ社ワクチンの2種類のワクチンによる接種を進めているところであります。

町の3回目接種につきまして、3月5日までの接種の状況を申し上げますと、3回目接種人数は全体で6,438人で、このうち、1・2回目を他市町村で接種された後に町に転入等をされ、1・2回目の履歴が確認できない29人を除き、1・2回目ファイザーで3回目もファイザーが3,597人で55.9%、1・2回目ファイザーで3回目モデルナが2,739人で42.5%、1・2回目モデルナで3回目もモデルナが54人で0.8%、1・2回目モデルナで3回目ファイザーが19人で0.3%でございます。

次に、集団接種について、昨年5月から会場内の動線や関係者連携等の変更点があるかのご質問ですが、基本的には変更はございませんが、今回の追加接種につきましては、冬場の寒い時期での接種となったため、接種時に上着等の着脱に時間がかかることを想定し、接種待機のスペースを拡張し、上着等を入れる籠を個々に設置する対応をいたしました。

続きまして、5歳から11歳の小児への接種についてでございます。5歳から11歳の方についても、新型コロナワクチンを接種することで、新型コロナに感染しても症状が出にくくなる効果があるとされ、新型コロナワクチンの接種対象となったところです。

国においては、特に慢性呼吸器疾患や先天性心疾患など、重症化リスクの高い基礎疾患を有する子どもさんには接種を勧めております。県内でも、3月に入り一部の病院において接種が開始されたところで、町におきましても、接種の実施に向けた体制の整備を行っているところでございます。

対象となる子どもさん及び保護者の方に対しては、接種を受けるかどうかご判断をいただ

るよう、ワクチンの効果及び副反応について、国・県の資料により情報をお届けしてまいります。

また、小児への接種はまだ始まったばかりですので、今後はホームページ等において最新の情報をお知らせしていきたいと考えております。

**商工農林課長（竹内君）** 私からは、ロ．ワクチン接種についてのご質問のうち、職域接種についてお答えいたします。

職域接種につきましては、新型コロナワクチンの接種に係る地域の負担を軽減し、ワクチン接種の加速化を図るため、企業や大学等において、職域単位での接種が実施されているものがあります。

当町におきましては、テクノハート坂城協同組合が代表となり、ワクチン接種を希望する町内企業を取りまとめ、9月7日から10月29日までの約2か月間で2回の接種を実施し、町内企業34社の従業員1,445人がワクチン接種を行ったところであり、町内企業における新型コロナウイルスの感染予防に効果があったものと考えております。

3回目の職域接種につきましては、テクノハート坂城協同組合において、前回、職域接種に参加した町内企業に3回目接種の実施について意向を確認し、多くの企業から実施についてのご要望をいただいたことから、同組合において、厚生労働省に職域接種の申請を行い、受理されたところでもあります。

今回の接種も、上田市の医療法人光仁会川西医院様にご協力をいただく中で、接種予定者を1,500人、5月13日から6月10日までの約1か月間において、武田／モデルナ社のワクチンによる職域接種を実施する予定としております。

3回目のワクチン接種を行うことで、さらなる地域の感染予防と重症化予防を図り、町と企業、関係団体とも連携・協力をする中で、町内企業の事業継続と地域の安心・安全な暮らしに向けた取組を強化してまいりたいと考えております。

**6番（大日向君）** ただいま、担当課長より答弁がありました。やはり、今回発生した第6波による感染者数がこれまでの感染者数を大きく上回っていることがわかりました。当町においても、この2か月で予想をはるかに超える感染者が発生しております。その中でも、やはり今まで感染者として挙がってくるのが少なかった若年層の感染が増えているということが、日々公開される情報を見る限りでも顕著となっております。やむ気配のない感染に対し、町としても各関係機関と情報共有を密に行っていただきたいと思っております。

大まかな数字だけでは、対処が難しくなってくることも今後考えられるかもしれません。詳細な情報を保有することで事前に対処が可能になります。現在、「すぐメール」の配信や防災行政無線等で行っていますが、感染拡大防止への啓発を引き続き継続していただきたいと思っております。それでは、次の質問に移ります。

2. 地域公共交通システムについて。

イといたしまして、来年度導入予定の乗り合いタクシー事業について。

来年度4月より、乗り合いタクシーの実証実験を行う計画となっているが、検討の経過をお答えください。

次に、実証実験とお聞きしておりますが、期間はどのくらいでしょうか。実証実験ではあるが、予算はどのくらいを見込んでいるのでしょうか。

タクシー事業者からタクシー利用者の利用実態を聞き取りし、乗り合いタクシー事業の導入検討を行うと、以前回答をいただいております。聞き取り等で利用先はどのような場所が多かったのでしょうか。

この乗り合いタクシー事業の町民への周知はどのような形で行う予定でしょうか。

次に、ロといたしまして、乗り合いタクシー事業の内容についてです。

何点かお聞きします。対象者をどのように想定しているのでしょうか。

次に、利用料金についてです。介助者同伴の場合の料金はどうなるのでしょうか。

次に、車両はどのようになるのでしょうか。既存の車両を使うのですか、それとも新規導入するのですか。

次に、運行エリアについて。

次に、乗降についてルールはあるのでしょうか。乗降ポイントが固定されているのか、それとも都度自由を選ぶのでしょうか。

次に、運行時間は。

最後に利用方法です。これは事前予約となるのか。また、コールセンターはどこに設ける予定でしょうか。

最後に、ハといたしまして、現在運行されている町循環バスの今後についてです。

乗り合いタクシー事業は実証実験として行われると聞いています。実証実験終了後、乗り合いタクシーと循環バスは両方運行させるのでしょうか。どちらか片方に絞るのか、現時点で町はどのように考えているのでしょうか。

以上、質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま、大日向議員さんから2番目の質問としまして、地域公共交通システムについてご質問をいただきました。私からは、イの乗り合いタクシー事業についてのうち、乗り合い事業についての検討経過とハの町循環バスの今後についてお答え申し上げまして、そのほかは担当課長から答弁申し上げます。

まず、これまでの検討の経過であります。当町の地域公共交通につきましては、民間路線バスの運行廃止や福祉バスの運行を経て、現在では誰でも利用できる公共交通機関として循環バスの運行を行っております。

循環バスは、特に運転免許証を所持されていない高齢者の皆さんなどへの貴重な交通手段として、通院や買物、公共施設への移動のために使われているところであります。

これまでも上田線の運行、あるいは運転免許返納者への運賃無料化、「どこでものれーる」の乗車エリア拡大など、順次利用者への利便性の向上に努めてまいりましたが、今後のさらなる利便性向上を目指して、高齢者が日常生活で必要とする手段として、予約に応じて柔軟に時間やルートを変化させながら、自宅から目的地までの運行ができるデマンド型交通の導入の検討をしてきたところであります。

新たな地域公共交通システムにつきましては、地域交通利用促進協議会に地域公共交通システム部会を設置し、検討を重ねてまいりました。部会では、第6次長期総合計画策定にご支援いただいた長野大学の教授のほか、町区長会長や各種団体の長、循環バスやタクシーなどの町交通事業者、商工会、社会福祉協議会にご参画いただき、様々な意見をお出しいただく中で、新たな公共交通システムとして、デマンドによるタクシー乗り合い事業の導入をすることといたしました。

昨年9月には、地域交通利用促進協議会臨時総会を開催し、この部会案を承認いただくとともに、12月に開催しました公共交通会議において、令和4年4月から実証実験により運行開始をする運行計画の協議が整いましたことから、正式に町内のタクシー事業者に運行の要請をしたところであります。

運行は、町内の移動困難な高齢者が、定額で自宅から通院あるいは買物などに乗り合いで利用することができ、また、既存のタクシー車両を借り上げ方式で行うとするものであります。

事業を行っていただく既存のタクシー業者は、交通事業者として、現在の一般乗用旅客自動車運送事業に加え、乗合運行に必要な一般乗合旅客自動車運送事業に向けた実証実験運行の許可申請を国土交通省北陸信越運輸局に行い、先月運行許可を得ることができたところであります。

高齢者の皆様にとって、新たな公共交通システムとしての、デマンドによる乗り合いタクシー事業が多くの皆さんにご利用いただくとともに、町としては、4月から開始される実証実験を通じて、より利用しやすい仕組みになるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ハの町循環バスの今後についてであります。今回導入するデマンドによる乗り合いタクシー事業は、実証実験期間を最長で3年と予定しております。これは北陸信越運輸局の指導の下で、現在運行している循環バスのより利便性の高い運行方法と併せ、乗り合いタクシーが運行することで双方の乗降客数などの推移を調査し、当町の状況に適した公共交通の運行を構築するために要する期間を想定しているものであります。

現在、町の循環バスにつきましては、どなたでも利用できる路線バスとして、北回り、南回り、合わせて1日12便を運行しており、町内各所を周遊するほか、湯さん館直行便の運行や

信州上田医療センターまで延長する上田便の運行、千曲市の力石公民館をつなぎ、市町の枠を超えて循環バスでの乗り継ぎが可能とするなど、一部町外まで運行をしているところであり、当町の地域公共交通の根幹でもあります。

デマンドによる乗り合いタクシー事業につきましては、4月からの実証実験による運行に向けて準備を進めているところであり、現在の計画では、75歳以上の方に限定し、運行区域についても町内を想定しているところでもあります。

実証実験中の運行が、循環バス利用者にとどのような影響があるのかなどを今後見極める必要もありますが、循環バスにつきましては、当面現行の形での運行を予定しております。

乗り合いタクシーと循環バスを併用させることで、高齢者の皆さんにとっては移動手段が増えることとなりますので、その相乗効果により、町民の皆様がより利用しやすい仕組みになるよう進めてまいりたいと考えております。

**建設課長（関君）** 2. 地域公共交通システムについて、イ. 乗り合いタクシー事業についてから順次お答えします。

まず、実証実験の期間ではありますが、年間の利用状況の推移を見極める必要もあり、一般乗合旅客自動車運送事業の実証実験運行の許認可をつかさどる国土交通省北陸信越運輸局からは、3年間の実証実験運行で許可を得ております。

また、運行方法は、昨年実施しました町内タクシー事業者による利用調査により、現在、高齢者の多くが平日の昼間に通院や買物など、日常生活に必要な移動手段の一つとしてタクシーを利用している場合が多いという状況から運行計画を策定し、実施するものであります。

次に、町民の皆さんへの周知につきましては、利用される皆さんには、まず利用登録をしていただくこととなりますので、今月発送の「広報さかき」3月号において、利用登録の周知とともに、「デマンド交通（乗り合いタクシー）が始まります！」といったチラシを全戸配布させていただきました。

また、行政協力員や民生委員の皆さんにも、各地域において買物などの移動困難な高齢者へご紹介いただくようご説明したところであり、今後はシニアクラブ連合会の皆さんにもご案内し、周知してまいりたいと考えております。

次に、ロ. 乗り合いタクシー事業の内容についてではありますが、対象者は自家用車等での移動が困難な75歳以上の高齢者としております。予算についてではありますが、運行業務として令和4年度当初720万円を予定しております。利用料金は1回500円、また介添えの必要な方の利用につきましては、同額により利用者1名につき付き添い1名としたところでありませす。

なお、運行エリアにつきましては町内とし、利用者が登録した自宅から医療機関、調剤薬局、福祉施設、商業施設、金融機関、交通機関、温泉施設、公共施設等の指定しました計36か所

の停留所までの運行としております。

また、運行時間は、土日と年末年始を除く平日の午前9時から12時、午後1時から3時までの計5時間の運行となります。利用にあたっては事前に登録が必要となりますので、まずは利用登録をしていただきますようお願いいたします。

なお、コールセンターは町内タクシー営業所内とし、1週間前から乗車の1時間前までに予約していただくことになります。

また、車両につきましては、既存のタクシー車両を利用しますが、町内タクシー事業者には車椅子が搭載できる車両も用意してあります。

今後、実証実験を通じて、町民の皆さんがより利用しやすい地域公共交通の仕組みになるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

**6番（大日向君）** ただいま、町長、担当課長より答弁がありました。これまで、先輩議員の方々もこの議会においてデマンド乗り合いタクシー事業についての質問を行っております。他市町村では、後期高齢者の増加や、それに伴う免許の返納問題等が現実問題となっているところもございます。当町としては、様々な事案が顕著となる前に事業化の計画が形になったと感じております。

そこでなのですが、事業の内容でちょっと詳細についてお聞きしたいことがあるので、再質問を行いたいと思います。利用するにあたり事前登録を行うことを想定されているが、登録方法についてのタイミングで、どのような形態で進めていくのでしょうか。それと予算720万円の算出の根拠はどのようなもののでしょうか。

町内運行业者に委託をするわけでありますが、通常のタクシーとの区分けが必要と考えられますが、どのような想定をしているのでしょうか。

75歳以下でも運転免許を保有していない方もいらっしゃると思いますが、その対応についてはどのようにお考えでしょうか。利用者年齢について、年度で区切るのか、誕生日を迎えたタイミングで利用が可能となるのか、お答えください。

最後に、現在福祉タクシー券にてタクシーを利用している方はどのようになるのでしょうか。以上、再質問いたします。

**建設課長（関君）** 再質問にお答えします。まず、利用するにあたり、事前登録の登録方法についてでございますが、先ほど答弁しましたとおり、今月「広報さかき」3月号とともにチラシを全戸配布させていただきました。

利用登録の申請についてなのですが、運行する町内タクシー事業者の営業所、また役場の建設課、社会福祉協議会でも受付をさせていただきたいと思います。お問い合わせいただきますようお願いしたいと思います。その後、タクシー事業者で利用登録を行いまして、後日登録証、そういったものを郵送させていただく予定となっております。

次に、当初予算で計上した運行にあたっての試算であります。運行に必要なタクシーの借り上げによる料金、それと登録予約、それから受付業務、そういったものに関する1年間分の委託料、それで試算させていただきました。

また、車両についてでございますが、町内タクシー事業の車両を利用しますので、貸切りタクシーとの区別ができるようにですね、車両にはマグネット、そういったものでデマンド乗り合いタクシーですよということを表示するように区別をさせていただきたいと思っております。

年齢についてでございますが、まずは高齢者の日常生活における移動困難への対応として、当面、実証実験では、誕生日を基準とした75歳以上とさせていただいたところでございます。今後の実証実験での利用状況、ニーズ等も調査する中で、公共交通会議のところで今後の検討を行っていくというふうに考えております。

なお、福祉タクシー券を利用している方についてでございますが、貸切り、乗り合い、また目的地の距離、それから同伴者がいるかないかなどを含めて、選択肢の幅が広がったのではないかというふうに考えております。目的に応じて使い分けをしていただければというふうに考えております。

循環バスにデマンドによる乗り合いタクシーが加わることでですね、利用者にとってはご自身の状況、また手段、そういったものによって方法を選択することができることになるかなというふうに考えております。その相乗効果も期待しているところであります。より利用しやすい運行を目指していかれるように検討してまいりたいと考えております。

**6番（大日向君）** ただいま、担当課長より答弁がありました。実証実験を行いながらということではあります。念願の事業のため、ぜひ町民の理解を得られ、有意義な事業となることを期待しております。

また、現行の循環バスにおいては並行運行がされるということですが、車両や運行ルートの見直し等は乗り合いタクシーの実証実験中であっても迅速に検討、実施をしてほしいなと思っております。当町の未来において有意義な事業であります。よりよいものとなるように願っております。

それでは、今回、コロナ禍ではありますが、乗り合いタクシー事業が新たに町事業として追加されます。町の人口ビジョンを見ても、町民の平均年齢が上昇傾向にあることが見てとれます。そういったことから、買物弱者の増加等が遅からず問題となってくるのではないのでしょうか。問題が発生する前に、今回の事業のように予測から早期検討、導入を行うことは町民の生活を守るためにも必要なことであります。

今回は移動手段に対しての事業ですが、多角的な面から生活を支えるための事業が今後もっと大切になります。各担当課だけでは対処し切れない事案も増えてくることが予想されますので、課の垣根を越えて、よりよい町を構築、継続できるよう連携を取っていただくようお願い

します。

そしてまた、本日3月11日は東日本大震災が発生し、明日12日は中越沖地震が発生した日となります。東日本大震災から11年という月日がたちましたが、いまだ全ての人が元の生活に戻れているわけではありません。前を向いて進んでいます、このような大変な出来事を風化させず、今後起こり得る事態として、日々の生活においてもおのおのが意識を持ち続けられるよう、当町としても呼びかけなどの継続はしていただくことをお願いし、私の質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時38分～再開 午前10時48分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、3番 山城峻一君の質問を許します。

**3番（山城君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

こうして一般質問に立つにあたって最後になるというのは初めてなもので、しっかりと今回の二つのテーマについて町側の意見をお聞きしたいと思います。

そして、一般質問の項目に移るわけですが、まず1番目として、びんぐし湯さん館のリニューアルについてです。

イとしまして、リニューアルのスケジュールについてなんですが、これまで昨年の9月の議会に引き続き、びんぐし湯さん館のリニューアルについて一般質問させていただくわけですが、それから半年がたち、いよいよ今年、びんぐし湯さん館のオープンから20年を迎えリニューアル工事が始まるわけです。

しかしながら、もう皆さんご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の終息がはっきり言ってなかなか見通せない状況であり、そこに付け加え原油価格の高騰、そしてこれは一番の世界的な課題にもなっているロシアによるウクライナ侵攻、これに関する世界的な情勢不安というのも相まって、リニューアル工事は、いろんなもの、資材を町に搬入したいとか、工事に関しては様々な手続がかかるわけですけれども、それについても様々な懸念材料が存在することと思います。

ちなみにですが、前回のリニューアル工事を行ったのも10年前ということであり、その10年前の記事あるいはそれに関するものを少し改めて調べて読ませていただきました。町のホームページにも平成24年でしたかね、10年前の出来事ということで、今でもホームページに載ってはいるんですけども、その様子を見ると、例えば午前10時の開館前から大勢のお客さまがご来館され、開館を今か今かと待ちわびていた方がいたり、一番乗りをしたお客さまは今日の午前8時から並んでいたりと、開館セレモニーではテープカットを行い、上平

区神楽保存会による獅子舞が披露されたり、リニューアルオープンの記念に湯さん館釣りキチ三平オリジナルタオルや紅白まんじゅうの配布があったということが記載されておりました。

コロナ前ですので、この盛況ぶりが今となってはうそのようというか、今はそんな状況はなかなか目にもすることも、しばらくないなという状況なんですけれども、こんなことが町のホームページで今も見ることができているわけです。

そこで、今回のリニューアル工事についての今後のスケジュールはどうなっているのかというのをまず初めにお伺いいたします。

そして、口としまして工事の内容と予算額についてです。これについては、再三この場で湯さん館を取り上げるたびに私も申し上げていますが、私は、ほぼ毎日びんぐし湯さん館を利用するいわゆるヘビーユーザーの者の1人として、利用者の方から日々、はっきり言って毎日、一つ二つじゃきかないくらいにいろんなご意見をいただいているわけです。前回9月に私がこの一般質問の場において、びんぐし湯さん館の質問をした際に、私からもびんぐし湯さん館の屋根にソーラーの設置をとという提案というかをさせていただきましたが、これはもともと2019年の19号台風を経験されたからこそ、びんぐし湯さん館を利用する方からの提案を基に私もこの場においてお話をさせていただきました。

今回のリニューアル工事についても、多くの方から様々な意見をいただいております。その一部が次のとおりになります。例えば、高齢の方ですかね、あるいは足がちょっとご不自由な方なんですけれども、身障者用の駐車区画が少なく感じる。少なくというのは主観ですけども、ただ、この場で言っているのかわからないんですけども、明らかにと言ったらそれも失礼ですね。要は、障がい者マーク等々、あるいはそういったマークがなく、この人は多分どうなのかなという方が止めていたりだとか、様々な、本来止めたいのに止められないという方の話もいただいています。だから、もう少し増やせないかという提案もされました。

また、これは限りなくちょっと個人的な意見になるのかもしれませんが、入館者数が多いときですかね、時々シャワーの出が悪くなるとか、何とかならないものかねということも言われたこともあります。

そして、最近ちょっと私も気づかなくて、ある方からちょっと見に行ってくれと言われたんですけども、びんぐし湯さん館の味ロジの加工場があるところですかね、その付近の一部にカラーコーンが置いてあって、車の駐車区画1台分のスペースがアスファルトがめくれているだとか、そういうものをちょっと拝見をして、これはいつ直るんだろうなということも私も実際に見に行ってみると感じるところではあります。

こういったことから、今回のリニューアル工事が、この後担当課からご説明あるかと思うんですけども、こういったことが、まず今回の工事予定となっているところに含まれているかどうかというのをちょっとこの場において改めてご質問させていただきます。

また、全体的な話にはなりますけれども、今回のリニューアル工事をする際の箇所、大まかで構いませんので、どんなところになるのか。また、どういった内容でリニューアルを行うのかということをお聞きし、そして予算額ですね。どれくらいの予算を考えているのか、予算規模について、1回目の質問として町側にお聞きします。

**町長（山村君）** ただいま、びんぐし湯さん館のヘビーユーザーの山城議員さんからご質問をいただきました。ご質問でイ、口とございましたけれども、私からは全般的なことをお答えいたしまして、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

さて、平成14年にオープンしましたびんぐし湯さん館は、今年、記念すべき20周年を迎えるということになりました。こうしてサービスを提供し続けてこられましたのは、これまでにご利用いただいた皆様をはじめ、応援いただいた地域の皆様や議員の皆様のご支援があればこそと感謝を申し上げます。

ご質問の、イ、リニューアルまでのスケジュールといたしましては、世界的な半導体不足などの影響により、機器の納期などの見込みが非常に立てにくい状況であります。今年度委託契約を締結している設計業者と、11月末までには竣工できるよう最後の調整を進めているところであります。

市場の状況からは、一部機器については納期に半年以上を要することも想定されることから、発注の方法などについても検討し、必要な経費を来年度当初予算に計上させていただくなど、できる限り工期を短縮し、冬の訪れる前に完成させるべく準備を進めております。

そのため、新年度早々に改修工事に必要な機器の発注を行い、施工に向けて計画的に工程を組み、休館によるお客様への影響を最小限に抑えられるよう調整してまいりたいと考えております。

また、リニューアルオープンのイベントにつきましては、新型コロナウイルスの状況等を見る中で、イベントの実施についても振興公社と相談してまいりたいと考えております。

次に、ロの工事の内容と予算額についての質問でございますが、詳細は担当課長から説明を申し上げますが、20周年の節目を迎えるにあたり、施設の魅力を高める工事も実施してまいります。主なものとしましては、大広間の東側の屋外、かなりロータリーになったようなスペースがあるんですけれども、ここに展望デッキを整備しまして、町の眺望を楽しみながら多目的に使用できるスペースの新設ですとか、レストラン部分の増築により、密を避けた大人数での宴会を可能とすることや、また、今はキッズスペースが入口付近にあるんですけれども、これですとご家族から子どもの姿が見えないということもありますので、キッズスペースを大広間の脇に移設して、家族でゆっくりくつろげる施設とすることなどを計画しております。

これらの工事は、びんぐし湯さん館の楽しみ方の幅が増えるとともに、新たなイベントの開催などについても期待されるところであります。

びんぐし湯さん館は、泉質、お湯の質の良さもさることながら、眺望のよさや施設の使いやすさなどからも、町内外多くの皆様にご支持いただき、520万人を超える皆様に利用されてきました。

一方、新型コロナウイルスの影響や世界情勢からの原油高騰など、温泉施設の運営には厳しい状況が続いておりますけれども、20周年の節目の年にしっかりと改修を行い、施設の魅力を高め、でき得れば新型コロナウイルスが終息した暁に再び多くの皆様に愛されるような施設となるよう進めてまいりたいと考えているところであります。

**企画政策課長（大井君）** びんぐし湯さん館のリニューアルについてのご質問のうち、ロ. 工事の内容と予算額についての詳細な部分についてお答えを申し上げます。

まず、現状の温泉施設は開業から20年の時がたち、快適で安心できる温泉施設を支えてきた心臓部ともいえるべき源泉井戸や機械設備の老朽化が進んでおり、施設内部においても、10周年の大規模改修から10年がたち、経年による劣化が散見される状態となっております。

ここ数年は、源泉井戸の調査や、源泉ポンプの故障による臨時休館など、日頃ご利用いただいている皆様にご迷惑をおかけしたことにつきまして、改めてお詫びを申し上げます。

このような状況を踏まえ、来年度はびんぐし湯さん館施設整備等基金から2億9,800万円を繰り入れ、安心して運営を続けられる環境を整備するとともに、施設の魅力をより向上させる工事を実施してまいりたいと考えております。

また、工事の内容につきましては、これまでに湯さん館に寄せられたお客様からのご意見なども参考にし検討を進めてまいりましたが、来年度実施する改修工事の主な内容といたしましては、地下1千メートルまで掘削されている源泉井戸内部のさびや湯あかななどを除去するメンテナンス、温泉貯湯槽の更新、施設内のお湯を循環させるポンプ類やボイラー、ろ過機など機械室内の機器の更新やオーバーホール、大広間や脱衣所をはじめ全館の空調機器の更新、サウナ室内の内装の張り替え、湯洗い場のカーン等の更新などでございます。

その他、施設の魅力を高める工事といたしまして、先ほど町長からお答えした工事に加え、利用者の皆様にご好評をいただいている大広間のテーブル・椅子席の増設、湯上がり待合スペースの拡張、フロント周りのお客様の動線の整理などを実施していく予定でございます。

工事にあたっては、ある程度の休館期間を設け、直さなくてはならない箇所についてはしっかりと直し、その分、お客様に改修してよかったと言っていただけるよう、魅力の向上につながる工事も併せて実施してまいりたいと考えております。

また、ご質問にございました駐車場の一部の破損のような危険箇所や故障などによる不具合箇所については、その都度迅速に対応しており、来年度の改修工事を待たずに対応してまいります。

施設を管理する振興公社においても、日常の点検などを実施し、不具合箇所の早期発見に努

めておりますが、ご利用される皆様におかれましても、お気づきの点等ございましたら、湯さん館スタッフまでお知らせいただければ、できるだけ対応してまいりたいと考えております。

**3番（山城君）** 今、町長並びに担当課長よりリニューアルについて詳細にご説明いただきました。大広間のウッドデッキの新設ですね、あとキッズスペースの移設等々、そこはやはり今利用されている、あるいは初めて利用される方にとっても、とても魅力的な部分の一つになるのではないかとまず率直に思ったところであります。

また、これまで私も含めて同僚議員、先輩議員の方も湯さん館について質問した際、老朽化されている機械設備、ポンプ等ですね、そういったところをこのリニューアル工事にあたって直したりあるいは新しくしたりというのは、当然経年劣化もあるので当然のことだと思いますし、もちろん多額のお金がかかるということなので、約2億、3億近いお金を投じて、これから魅力ある施設づくりということで、今回の新年度予算に計上されているわけなので、しっかりと議員サイドでも吟味した上で、予算については私も判断をしていきたいと思えます。

いくつかちょっと再質問したいと思うんですが、まず、私がちょっと考えていたところなんですが、これはちょっと町側に聞くのはあれなのかもしれないですけれども、まず一つ目として、先ほどもちょっとお話ししました今回のリニューアルについて、コロナの状況を見てということですが、リニューアルのイベント等は、町として多分やるとすれば町長はご出席されると思うので、そういったものの予定があるかということ。

あと、前回も同僚議員の質問の一部にありましたが、割引券等の配布だとか、あとはこれは振興公社そのものの話にはなってしまうんですけれども、割引券の配布、あるいはリニューアルオープン記念の何か町としてというか振興公社としてというか、グッズ等の販売あるいは誘客のための、コロナがどうなるかわからないので、この再質問も変かもしれませんが、そういったこと、誘客のための案を町として考えている、もしくは振興公社から今こんなことを考えているというのを聞いていれば、まずそれをちょっとこの際にお聞きはしたいかなと思えます。まずそれを再質問の一つとしてお聞きいたします。

**企画政策課長（大井君）** 再質問にお答えいたします。湯さん館のリニューアル改修工事に併せてのリニューアルイベントの実施の有無ということで、いくつか例示を挙げていただいてご質問をいただきました。先ほど町長からも申し上げましたけれども、まずは改修工事のほうをできるだけ早く完了できるように着手してまいりますけれども、その後、振興公社とリニューアルのイベントの実施の有無について検討してまいりたいと思えます。

**3番（山城君）** 担当課長から再質問のご答弁いただきました。担当課長からもお話がありましたとおり、まずはしっかりと工事を開始し、そして安全・安心にリニューアルオープンを迎えるということだと確かに私も思います。

ただやはり、工事の箇所あるいは期間についてもお示しいただいたので、これは私も理解し

ましたし、恐らくこの一般質問のUCVの映像を見ている方も納得した方も多いかと思うんですけども、やはり何分、このコロナも含めて様々な社会事象の影響で、本当にこの先しっかり工事が行われるのか。恐らくこれは町担当課だけでなく、これから工事をする側にとっても大変慎重に行わなければならないことは言うまでもないと思います。なので、すみません、工事そのものについての再質問でなかったんですけども、やはり、工事を着々と淡々と進めた上で、このリニューアルでよかったなど、こういう施設でよかったなど思えるような工事にしていきたいということは、改めてここで述べさせていただきます。

この質問に対してのまとめにはなりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症についても、またウクライナ侵攻にしても、現時点では先を読むことは大変難しい状況にあります。その中で、温泉施設の運営は本当に厳しく、経営的にも厳しいというのはこれまでの議会でも何度か取り上げられているので、私もよくわかってはおりますが、その中で従業員の皆様において、日々大変なご苦勞をされているということもよくよく私も承知はしております。

しかしながら、リニューアル工事後のオープンを楽しみにしているんですが、やはり先ほど申し上げましたとおり、工事が町からしっかり、町の議決を得た後ですけども、しっかりと工事を行って、安心・安全に工事が完了することを願うんですが、こんな言葉もほかの方からいただいております。

例えば、今はコロナの関係でサウナが休止中です。大広間のいわゆるレストラン等々はまん延防止等重点措置が解除されてから再開はしているんですが、サウナは残念ながらまだ感染状況がレベル5ということで、再開のめどが立っていないというほうが正しいですね。再開のめどが立っておりませんが、サウナの再開を心待ちにしているという声とか、あるいはこれは町外の方なんですけれども、ここからの展望、ふだん坂城町に来ることがない方なのかなとは思いますが、ここからの展望は、ほかの自治体にある民間、公共の湯の中でも一番見晴らしがいいとか、あるいはこれはちょっと私も驚いたんですが、私がもうかなり10年くらい前から懇意にさせてもらっている方が、この方もヘビーユーザーなんですけれども、釣りキチ三平のグッズとか、写真とかが貼ってあるのを実はあまりよく見ていなかったみたいで、温泉も好きだし、矢口高雄さんの絵があるのはすてきという声もいただいております。

今回のリニューアル工事は、機械設備等、いわゆるぱっと見て目に見えない部分の工事が主になるということですが、来館される人たちが引き続きほっと一息つける、ずばり居場所、昨日でしたか、おとといも先輩議員さんからもありました居場所という部分の枠もありますし、これらの場が魅力的な居場所となるように、引き続き従業員の皆様には最大限のおもてなしの心を持っていただいて接客していただきたいと思っております。

また、それができるよう、町担当課においても、先ほどリニューアルオープンの後の件につ

いて、町長並びに担当課長からも話がありましたとおり、しっかりバックアップをしていただきたいと思っております。

そこで、この質問は終わりになりますが、次に、2. 食育と地産地消の推進についてというところに移ります。

まず、イとしまして食育の現状と課題についてです。

食育についてなんですが、これを調べるにあたって、当然のことながら国に法律があるわけですが、食育基本法には条文にこんな言葉がありました。ちょっと長いですが、「二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。」と。

「一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向」、痩せたいという志向「などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。」と。

「こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農村漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、

今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課されている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。」と。

すみません、長かったんですが、こういうことが書かれているというのが私も改めて調べてわかったんです。これは一言で言えば、食育は重要だと書かれているんですが、じゃあ、今現実、坂城の状況はどうなんだろう。早急に取り組むべき課題ではないかということを感じたわけです。

町において、例えば第6次長期総合計画の中に、生涯にわたる健康づくりの生活習慣病の予防には、各世代における健康診査や保健指導、食生活指導を通じ、自分の体のメカニズムと生活習慣との関係を理解し、よりよい生活を実感できるように支援しますと書かれているんですが、やっぱりこの法律だとか、あるいは町で策定した長期総合計画に基づいてどうなんだろうというのは率直に思ったわけです。

すみません、質問まで長かったんですが、その点について、まずは町における食育の推進の状況と学校における食育の推進の課題についてお伺いします。

そして、ロとしまして地産地消の現状と今後についてです。

学校生活において、地産地消についてですが、ねずみ大根を「ねずこん御膳」として提供したという記事を読んだことがあります。

一方、町外に目を向けると様々な取組がされており、例えば県外の事例を一つ挙げると、千葉県いすみ市では、2017年に市内の市立小中学校全13校の給食のお米、大体42トンを市内で生産された有機米に切り替えたということや、県内ではお隣の上田市においては、上田地産地消推進会議の学校給食部会で、子どもたちの記憶に残る給食をテーマに企画給食の取組を進めています。テーマとなる農産物の一つ決めて、学校給食のメニューに取り入れるということですが、それについては、メニューに取り入れるだけじゃなくて、栽培方法や流通等についても紹介するとか、あるいはいつも食べている野菜やお肉などにも関心を持ってもらえるように工夫しているそうです。また、これは学校ではないですが、上田市では地産地消推進の店という認証制度もあるということです。

また、それ以外の県内の取組としては、松川村にある池田町と松川村合同で設置している給食センターですが、2020年に、新たに年6回ですが、有機のお米を提供することになったそうです。また、安曇野市や松川町、辰野町においては、有機農産物の利用に取り組まれており、米やジャガイモ、ニンジン等の品目が提供されています。

また、地産地消についても先ほど申し上げましたとおり、長期総合計画の中でよくよく読めば3か所に記載があり、例えば一つ目としては、特色のある農業のところに地産地消・観光農業の推進、あるいは二つ目は、循環型社会の形成の箇所に環境に配慮した消費の推進、あと三つ目ですが、生きる力と感性を育む学校教育の中に学校における食育の推進という言葉がありました。こういった形で、今、町でも長期総合計画の中にこれだけのことがうたわれているわけです。

そこで、じゃあ町として地産地消はどうなっているのか。そして、今後どういうことを推進していくのかというのをここで聞いておきたいと思います。

そして、ハになります。先ほどから有機食材とか有機野菜という言葉がちょうど出てきましたが、では、県内でも有機食材導入が進んでおりますし、もちろん国においても進めてはいるんですが、口の地産地消の現状と今後についてもそうですが、有機米だとか有機農産物という言葉がありますが、地産地消に加え、給食への有機食材の導入が各地で進んでいるが、町の考えはどうかということをまず1回目の質問としてお聞きいたします。

**保健センター所長（竹内さん）** 2. 食育と地産地消の推進、イ. 食育の現状と課題についてのうち、町の食育の推進の状況についてお答えいたします。

食は命の源であり、私たち人間が生きていくために食は欠かすことができません。また、おいしく楽しく食べることは、人に生きる喜びや楽しみを与え、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく貢献するものです。

日本は世界でも有数の長寿国となり、平均寿命は男女共に80歳を超え、今後も平均寿命が延びることが予測されていますが、一方で、食生活においてはエネルギーや塩分等の過剰摂取や野菜の摂取不足等による栄養の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れが見られ、これらに起因する肥満や生活習慣病が大きな課題となっています。

町では、これらの課題に取り組むため、令和3年度から12年度までの10年間を計画期間とした第2次坂城町食育推進計画を策定し、町の最上位計画である坂城町第6次長期総合計画や食育に関する国や県の計画等との整合を図りながら、保健センターを中心に各課等と連携し、全ての世代に対する取組を実施しております。

この食育推進計画は、生活習慣病予防のための食生活の推進、家庭における食育の推進、学校、保育園等における食育の推進、農とのふれあいによる食育の推進の四つの目標を定めております。

町では、これらの目標を達成するため、全ての世代に向けた様々な取組を実施しております。主な取組といたしましては、まず、妊娠期には胎児の健やかな成長を促し、安全な出産ができるよう、妊婦が適正な体重を維持するための食に関する相談や教室などを開催しています。

次に、ゼロ歳から5歳までの乳幼児期には、乳幼児健診等において子どもの発育に合わせた

指導を行うほか、園児へのねぎみ大根収穫などの農業体験学習や自分たちで野菜を育てる菜園活動を通じた、食べ物と食に関わる人への感謝の気持ちを育てるための学習機会をつくっています。

6歳から17歳までの学童期及び思春期においては、小中学校が実施する小中学生生活習慣病予防健診の結果相談会の開催のほか、児童館での食育健康教室や広報等による情報発信を行っています。

18歳から39歳の青年期、40歳から64歳の壮年期及び65歳以上の高齢期では、健康診査などの結果を基に身体と食に関する学習を行い、個々の健康状態に応じて食事の見直しと改善のための食事指導を行っています。

今後も、引き続き保育園や小中学校、食育学校給食センター等と連携しながら、食育の推進に向けた取組を実施していきたいと考えております。

**教育文化課長（堀内君）** 私からは、イの食育の現状と課題についてのうち、学校における食育の現状と課題についてから、順次お答えいたします。

平成17年には、国民一人一人が食への意識を高め、健全な食生活で心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的に、食育基本法が施行されました。また、18年には食育推進基本計画が制定され、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となりました。

食育推進の基本的な考え方としては、食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できるようにすることです。

食育・学校給食センターといたしましては、栄養バランスの取れた学校給食を提供することにより、児童生徒の心身の健康づくりに資するとともに、地産地消を行うことが食育を推進し、子どもの心身の健全な発達に寄与するものと考えているところであります。

センターでは、学校における食育の推進のために、栄養教諭などが給食時間に小中学校を訪問し、朝食の大切さや野菜の果たす役割、生活習慣病にならないためにも正しい食生活が必要であることなどを児童生徒に対して話しているところであります。

また、中学生の家庭科授業では、栄養教諭が町の伝統野菜のねぎみ大根を取り上げ、消費拡大につながる調理方法を紹介しているところでございます。

毎月の献立表には、献立以外に食品の栄養、働き、エネルギー量、地域食材や旬の食材などを掲載し、その裏面には「食育だより」として、その月の献立作成のポイント、行事食、伝統食をはじめとして食育に関する事柄を掲載するほか、クラスの掲示用の「食育だより」を作成し、食育の啓発に努めております。

さらには、児童生徒に学校給食への興味関心をより高めてもらうために、栄養バランスの取れた食事や、旬の食材、地場産物などを活用した希望献立、グランプリ賞献立などを募集し、

提案された献立を栄養教諭が調整し、給食として提供するなどの取組も行っております。また、そうした取組について、毎月「広報さかき」の「食育だより」のコーナーに掲載し、町民の皆様にもお知らせしているところであります。

こうした様々な活動を行ってきているところでありますが、課題といたしましては、朝食の欠食及び食習慣の乱れのある児童生徒が一部存在していること、また、家庭での食事が変わりつつあり、伝統的な食文化が失われつつあることなどが挙げられるところであります。

学校給食は、成長期の子どもたちに必要な栄養バランスの取れた豊かな食事を提供し、健康の増進、体力の向上を図ること、また、伝統的な食文化の継承のためにも必要であると考えますので、今後も様々な活動や機会を捉える中で、児童生徒に対して食の大切さや食文化について発信してまいりたいと考えております。

続きまして、ロ．地産地消の現状と今後についてであります。地産地消は、居住地になるべく近いところで取れたものを消費することであり、地産地消は地域で生産された農産物が地域内で消費することだけにとどまらず、農産物の輸送距離が短くなることで二酸化炭素の排出量を減らすことができるといった環境負荷の低減につながるほか、生産者と消費者のつながりによる地域内での好循環が期待されるところであります。

町といたしましては、身近な直売所や店舗等での地域農産物の販売や、学校給食における活用、観光分野での販売、外食・中食事業及び加工関連における利用など、多種多様なところで実施しております。

地産地消の現状につきましては、地域農産物やそこから派生した加工食品などが、どのような流通過程を経て消費されているかといった全体を把握することは難しいところですが、当町では、各生産組織や関係団体が相互に連携し、町内における地産地消の循環が生まれているところであります。

味ロジック株式会社の食品製造加工では、ねぎみ大根のほか、リンゴやブドウ、プルーンなどの地域農産物を加工した商品を地域はもとより広域で販売しているほか、おやきやドレッシングなどは町内小中学校の給食にも提供しているところであります。

特に学校給食では、食を通じて地域等を理解すること、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどの理解に生かすために、全国各地で地産地消の取組が推進されております。

県内でも、全国的に知名度のある塩尻市のキムタクご飯、キムチとたくあんなどをいためた混ぜご飯など地場産物を用いた給食献立があり、上田市の地産地消推進会議・学校給食部会の企画給食もその一例であります。

当町の状況といたしましては、町の食育推進計画では、学校給食における地場産物等を使用する割合について、県内産使用における町内産の使用割合の目標値が掲げられておりますが、

令和元年度、2年度につきましては、その目標を達成しているところであります。

町の特産品として挙げられるねずみ大根は、ねずこん汁や、ねずこんハンバーグに活用し、児童生徒からは好評を得ているところであります。

また、おおむね月1回、ねずみ大根ドレッシングを利用したサラダを献立に活用しているほか、ねずみ大根の切り干しを用いた煮物や、ねずみ大根おやきにつきましても、郷土食として年1回は提供しており、給食を通じた郷土の特産物についての理解を深めているところであります。

今後も、現在提供いただいている団体とも野菜等の栽培状況などを確認しながら、新たな生産団体も発掘できるよう、関係部署をはじめ関係機関と連携し、地産地消の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、ハ、有機食材の導入についてであります。有機農産物につきましては、原則として農薬などを使用しないで栽培されたことを、農林水産大臣が許可した登録認定機関から有機JAS認証を習得した者のみ扱うことができるとされております。

有機農産物や有機野菜は、種まきの2年以上前から許容農薬以外などを使わない圃場で作られるもので、一般的な野菜に比べると商品化には時間も労力もかかるものであるとお聞きしております。

有機農産物の野菜・米などは、通常の野菜に比べると農薬等に対し厳しい使用制限がありますので、より安全な食材として、学校給食におきましても、近年、全国的に使われるようになってまいりました。

しかしながら、有機農産物として認定を受けるまでには時間がかかること、栽培についても農薬などを使用しないため、労力がかかることから、商品自体の値段も高く、また生産者が少ないこともあり、流通量も少ないのが実情でございます。

給食センターでは、毎日約1,100食を調理しており、野菜の使用量も多いことから、献立表をできる限り早く作成し、納入業者には遅くとも1か月前までに発注しているところでありますが、提供する食数が多いことにより、野菜が突然納入できないといった状況になりますと、給食の提供そのものに影響が出てまいりますので、納入業者とは常に連絡を取り合うなどの連携に努めているところであります。

また、給食は当日の午前中に調理し、出来上がった料理は給食時間に合わせて小中学校へ配送しておりますので、調理には安全性に加えて一定の効率性も求められます。調理を行う上では、規格の整わない野菜では調理に時間を要しますので、使用する野菜はある程度形が整ったものである必要もあるところであります。

このように、学校給食の食材に関しましては、使う上で様々な条件が整った中で供給先を決めているところであり、そうした食材を供給していただける業者や団体を今後も増やしてまい

りたいと考えるところであります。

**3番（山城君）** 今、担当課長から丁寧にご説明いただきました。まず、保健センター所長からの答弁にもありました。各世代において様々な取組をされていると。特に妊娠期のときからいろいろ摂取の件だとか、子ども期だと農業体験、感謝の気持ちを持てるようにということだとか、あとは学童期あるいは高校生までの範疇であれば健康診断、体づくりの件だとか、あるいは児童館でもそういう食育の関係をやられているとかいう話もありました。

また、教育文化課長からは「食育だより」を配布したりだとか、本当にたくさんの取組をされているということはあったんですが、ちょっと実は今回この一般質問をするにあたって、もちろんたくさん調べたんですけども、実はタイミングよく学校給食だとかの取組の新聞が、今回、信毎に1か月の間に2回くらい掲載されていて、タイミングがすごくいいなと思ったんですけども。

まずちょっとこれを再質問させていただきたいんですけども、例えば先ほど挙げさせていただいた松川村と池田町の給食センターのことを調べていたときに、給食センターで情報発信をしていたのを見ました。坂城の場合には町のホームページに給食センターのページがあって、いろいろ書かれてはいたんですけども、やはりそういう情報発信、どの面においても情報発信は大事だと思っているんですが、例えば新聞にも書かれて、切り抜きを今日ちょっと持ってきたんですけども、情報発信をすることによって町外の方も見る。飛躍した考え方もかもしれませんが、それが移住定住にもつながるのではないかと。もちろん、「広報さかき」はインターネット上でも見られるようにはなっていますが、もっともっとそういう坂城はこれだけいいことをやっているんだと、食育・学校給食センターでもこういうふうな献立を考えて、こんな形でやっているんだと。その魅力の発信も、やはりそれは給食センター自体は町の運営でやっているわけですから、そこも併せてやっていただきたいと思えますし、そういうことは今後考えられるのかなということが一つです。

あとは、これは町長にお聞きしたほうがいいのかもわからないですが、先ほどいすみ市のお話をしましたが、新聞の切り抜きも、まさしくいすみ市とオンラインでシンポジウムを行ったという記事なんですけど、まずは町長と言ったら失礼ですけども、町ぐるみで、坂城プラス圏域というのはちょっと逃げかもしれませんけれども、町としても、もっと安心・安全な食材を給食に入れるんだと、坂城としても魅力あるまちづくりをするんだと、もし不足があれば地域間連携するんだというところは、ちょっと町長の見解も併せてお伺いできればうれしかなと思っています。

ちなみに、この新聞の切り抜きでやはり気になったところは、仕入価格の上昇分、これは難しい案件だと思うんですけども、いすみ市の場合は市の一般財源で賄っているという話もあります。もちろん、方法的なものはかなり難しいとは思いますが、やっぱり、食育と

いう観点から、あるいは有機野菜という観点からも、本気になって子どもたちを育てていくんだと、そういう部分での決意も必要なんじゃないかな。特に上田市でもやったり、県内でもできている自治体はあるので。しかも、子どもたちを応援する大人の目って、坂城は相当あるはずなので、ここは決意を持って。インターネット等の広報のことが一つと、やっぱりそこは町長にこういうようにするんだというのをちょっと、ぜひともそこはこの場で何か言っていただければ、私も質問のしがいがあったかなと思うので、それを再質問とさせていただきます。

**教育文化課長（堀内君）** 私のほうから再質問にお答えさせていただきます。まず、魅力の発信、ホームページを活用しての発信ということで、先ほども申し上げましたが、「給食だより」や献立表、「食育だより」につきましては、ホームページのほうにも掲載する中で、町民の皆様にも広くお知らせをしているところであります。

そして、私どもが行っている町の食育、地産地消の取組につきまして、広くPRといった件でございますけれども、たまたま去年の12月、これはホームページでもご紹介をいたしました。坂城小学校のGIGAスクール、こちらを活用した取組の一環としまして、民法のテレビ局のふるさとのPR動画を作成するといった企画に応募されました。

その中で、一つのグループが町特産のねずみ大根を使った辛いおしぼりうどんの魅力についてということで、「ねずみ大根とおしぼりうどんの坂城町」といった魅力あふれる企画、こちらを応募いただいて、予選を勝ち抜いて本選出場、そして見事に審査員特別賞を受賞されたといったことがありました。

また、同じ月に中学校調理部におきましても、全国中学生創造ものづくり教育フェア、この県大会最優秀賞で全国大会出場を果たしました。こちらにつきましても、地元の食材を使い、栄養バランスと見栄えについて考えられたお弁当だといったことでの全国大会出場を果たして、全国2位という成績を収めることができました。

いろいろ「食育だより」でのPRと併せて、こういった子どもたちの取組についても発信して、坂城町の食育と地産地消の取組をさらにPRしていきたいと考えております。

また、2点目の地域連携につきましては、こちらは坂城の学校給食センター、千曲市の給食センターと常に情報交換を行っておりますが、千曲市だけではなく、長野市の給食センター等と連携を図る中で、こちらの地産地消の取組をさらに進めていけたらと考えております。

**3番（山城君）** 担当課長から再質問の答弁をいただきました。CMの件は、私もちょっと失念しておりましたが、直近であればそういったことでのPRができていたというのは失礼ですね、されていたのかなというのは改めて思い出させていただきました。

時間もあと3分しかないので、まとめたいと思います。本当は町長からちょっと決意はいただきたいんですけども、ぜひともちょっと町長から力強い意気込みを聞いてまとめたいと思うので、最後に町長、ぜひともお願いいたします。

**町長（山村君）** 私も坂城の子どもたちを含めて、食育というのを学校、町と一生懸命やっておりますので、今後ますます頑張りたいと思っております。以上であります。

**3番（山城君）** 町長から頑張りますという言葉をいただいた以上は、頑張ってもらいたいです。これは子どもの責任じゃなくて大人の責任ですので、頑張るしかないんですよ。私も。

あと2分しかないので、まとめます。書いてきた原稿をちょっと大事なところだけ読みますが、昨年5月、実は職場、私が勤務する労働者協同組合の先輩からお誘いを受けて、千曲市で開かれたワーケーション大会、ワーケーションでワーク、仕事とバケーション、休暇の合体した造語ですけれども、その体験会に参加してきました。その中で、アンズの摘果作業やワイン用ブドウの農家さんのお手伝い、そして最後はビーガン料理、これは説明するとちょっと長くなるので今回は割愛しますが、ビーガン料理を味わうという内容のものでした。そこには、農業や自然豊かな環境に魅力を感じている県内外からの移住希望者が参加されていました。

最後にここで示したいのは、コロナ禍になり、都会から地方へという移住希望者が増え、地方には今チャンスがいっぱいあるということです。地産地消の推進と有機食材の導入はイコールではないけれども、これらは移住促進へのPRにつながるのではないかと私も思っております。

今、食の安全性には注目が集まっています。また、昨日の先輩議員の言葉にもありましたように、食の安全保障、これは本当に大事なことだと思っております。その観点からも、またSDGsの観点、例えば17のゴール、1、貧困をなくそう、また、2、飢餓をなくそう、そしてフードロスの観点からも、これは本当により一層重要な食と農の安全・安心を支えるための機会だと思っております。なので、今、町長からもありましたとおり、様々な機関と連携し協力をしていていただきたいと、町としても主導権を持ってやっていただきたいということを最後に要望、提案しまして私の一般質問を終わりとさせていただきます。

**議長（小宮山君）** 以上で通告がありました11名の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時49分～再開 午前11時59分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（小宮山君）** 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

---

**議長（小宮山君）** お諮りいたします。

日程第2「議案第4号」の議案審議の前に、追加日程第1「ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、平和的解決を求める決議について」を先に審議したいと思います。

先に審議することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(小宮山君)** それでは、追加日程第1「ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、平和的解決を求める決議について」を直ちに審議することとし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

**議長(小宮山君)** 次に、趣旨説明を求めます。

**13番(塩野入君)** 私からは、発委第1号「ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、平和的解決を求める決議について」趣旨説明を行います。決議文の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

本年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の平和と秩序を脅かし、生命及び安全に対する権利を侵害するものであり、断じて容認できない。

坂城町議会は、世界の恒久平和を願い、ロシアによるウクライナ軍事侵攻に強く抗議するとともに、軍事侵攻を即時停止し、即時完全撤退することを強く求める。

政府においては、関係各国及び国際社会との緊密な連携により、平和的解決に向けた外交及びウクライナ国民に対する人道支援に尽力するとともに、邦人の保護に万全を期するよう要請する。

また、我が国への経済、エネルギー等への影響を極力抑える早急な対策を求める。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

**議長(小宮山君)** ここで議案審査及び昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午後 0時03分～再開 午後 1時30分)

**議長(小宮山君)** 再開いたします。

---

◎追加日程第1「発委第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、平和的解決を求める決議について」

「質疑、討論なく(原案賛成、電子採決、全員賛成により)可決」

---

**議長(小宮山君)** 続いて、日程第2「議案第4号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について」以下、13件の議案については、全て去る3月1日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第4号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改

正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第3「議案第5号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第4「議案第6号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第5「議案第7号 字の区域の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第6「議案第8号 町道路線の廃止について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第7「議案第9号 町道路線の認定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第8「議案第10号 町道路線の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第9「議案第11号 令和4年度坂城町一般会計予算について」

**議長（小宮山君）** 直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願い  
します。

また、質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願い  
いたします。

まず、歳入について質疑に入ります。

**6番（大日向君）** 3点についてお伺いします。13ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助  
金、目9総務費国庫補助金。今回新しくデジタル基盤改革支援補助金が出ています。この事業  
含め内容についてお願いいたします。

それとP20、款18繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金、びんぐし湯さん館施設整

備等基金繰入金、これは今回3億円ほど一般財源に繰り入れておりますが、基金の残高と今後の基金の繰入れはどのように考えていくか。

最後に3点目、P25、款21町債、項1町債、目4教育債、緊急防災・減災事業債、文化センター体育館施設の改修に一般財源のほか、この1億円余りの起債を充てているが、この理由についての説明をお願いいたします。

**企画調整係長（宮下君）** ただいまご質問いただきました13ページ、総務費国庫補助金デジタル基盤改革支援補助金、こちらの内容でございますが、こちらにつきましては、内容は2種類ございまして、自治体オンライン化手続推進事業、それと地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業でございます。それぞれ自治体オンライン化手続推進事業につきましては、町民の皆さんがマイナンバーカードを用いて、オンラインで行う子育てや介護などの各種行政手続について、町の基幹システムへの接続を可能として、住民の利便性の向上及び町行政事務の効率化を図るものでございます。

また、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業につきましては、こちらは国のほうから令和7年度までに国が策定する基準に適合した行政の情報システムに移行することとなっております。そのために必要な経費といたしまして、令和4年度については、町のシステム内で使用されている通常のフォントではないような漢字、そういった文字を標準のフォントへと付け合わせをする文字同定作業、こちらを実施いたします。

**財政係長（細田さん）** 予算書20ページ、款18繰入金のうち、びんぐし湯さん館施設整備等基金繰入金についてお答えいたします。

繰入れ後の基金残高は、予算ベースで約2,800万円の見込みであります。また、今後の積立てにつきましては、リニューアル後の10年を見据える中で、財政運営上、積立てが可能な状況となる場合には積極的に積立てを行いたいと考えているところでございます。

続きまして、25ページ、款21町債のうち節5緊急防災・減災事業債のうちの緊急防災・減災事業債1億110万円ですけれども、こちらですけれども、ご質問の体育館改修に限らず、起債の活用については、事業を実施する単年度での財政負担を、その活用により長期に負担することで財政負担の平準化が図られ、計画的、効率的な財政運営ができることに加えまして、起債の種類によっては、その元利償還金について交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に一定の割合が算入され、普通交付税により措置されることから、財政的に有利なものでございます。

町体育館につきましては、防災拠点となっていることから、耐震化工事に係る部分につきましては、交付税措置が70%となる緊急防災・減災事業債を活用することが可能であり、財政面でも大変有利な起債であることから、借入れを行うものであります。

**議長（小宮山君）** ほかにございませんか。

**13番（塩野入君）** まずですね、2ページの第1表歳入歳出予算の町税全体の関係ですが、令和3年度固定資産税の評価額の減額と、それから新型コロナウイルス感染症緊急経済対策などで2億2,599万5千円の減額というのが今年度、3年度あったんですが、この表を見ますと4年度は一転して、ここにありますように2億1,508万9千円の増額となっているわけです。

原因は、新型コロナ緊急経済対策の家屋とそれから償却資産の固定資産税の減額措置の終了というふうに説明があったわけであります。

そこで、その一般会計予算に関する説明書のほうの3ページになりますが、款1町税、項2固定資産税、そして目1固定資産税ですが、この中で固定資産税、前年度というか令和3年度は1億1,800万円の減額だったんですが、4年度、ここでは1億7,900万円の増額になりました。その理由をお聞きいたします。

それと、緊急経済対策の家屋で3,430万円、そして償却資産で5,530万円の減額だったわけですが、それがここで見ると、家屋、今回のこれは3年度の家屋と償却資産の同額をそのままここへ計上したのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

それからその上の段、項1町民税、目1個人の関係で、今年度は1,500万円の減額ですが、前年は1千万円の減額で、続けて減額になっているんですけども、その辺の状況もお聞きをいたしたいと思います。

それから、一方でその下ですね、2目の法人のほうでは、これは前年度8,800万円の減額が今年度は一転して5千万円の増額に転じておりますが、その内容もお聞きをいたしたいと思います。

それから、8ページになりますが、款10地方交付税、項1目1地方交付税であります、3年度7億8千万円から8億5千万円と7千万円の増額を見込んであって、そしてそれも基準財政収入額の減少と、それから国の交付税総額が5.1%増えたことによって6千万円の増額がされておりますが、今年度、4年度もここにありますように、さらに1千万円上乗せをして7千万円の増額になっております。私も普通交付税の予算は実際の実績とは乖離しているから、低過ぎると言い続けてきたわけでありまして、今度はこのように2年続きで上がっているわけでありまして。そうした中で、4年度は交付税算定の数値、計数、それから単位費用の変更分を考慮したと、こういう説明があったわけでありまして、7千万円の増額の具体的な要件、それを伺いたいと思います。

それから、特別交付税につきましては、前年度1千万円の増、6千万円計上されましたが、今年度はこのまま前年度と変わりなく6千万円であります。据置きというような感じになっておりますが、その辺の理由もお聞きしたいと思います。

それから、19ページですね。款17寄附金、項1寄附金、目7の総務費寄附金であります

が、このふるさと寄附金を調べてみましたら、元年度予算が5,500万円、2年度が8千万円、そして3年度が1億円、そして今年度が1億2千万円と、順調に推移しています。どんどん進んできていますが、評判がいいということなんですが、その原因は何かということをお聞きしたいと思います。

そして、これは4項目でそれぞれ寄附の原因があるんですが、それぞれの実績、それとの中の伸び率の高い項目はどれかとかお聞きしたいと思います。それからもう一つ。人気返礼品はシャインマスカット等らしいですが、ベストスリーくらいをお聞きいたしたいと思います。

それから、同じく19ページですが、款18繰入金、項2目1の基金繰入金の001財政調整基金であります。これは当初予算で見ると前年度は3億6千万円、そして今年度は3億2千万円。3億ベースで前回も今回も続けてきているので、4年度に何かの財源不足で集中的にこの財調基金を投入したという、支出のほうの項目がどこでどれくらいか、その項目があるかどうか、その辺をお聞きいたします。それとも満遍なく入れたのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。あわせて、基金残高もどれくらいか。お願いします。

そして25ページ。款21項1町債、それから目9の臨時財政対策債であります。これは3年度、今年度の予算の中では、国の地方財政対策で発行総数がプラス74.5%になったということ、それが原因で3千万円の増額で2億円になっているんですが、今年度は3年度から増額なし、そのまま2億円が計上されています。これはちょっと詳細説明があるかどうかわかりませんが、前年同様にしたという要因ですね、それをお聞きします。以上です。

**収納対策推進幹（長崎さん）** 予算書3ページ、歳入、款1町税のご質問につきまして、予算科目順にお答えいたします。

まず、項1町民税、目1個人町民税です。令和4年度の個人町民税の積算につきましては、納税義務者のおおむね8割が給与所得者で占められていることから、県が公表している毎月勤労者統計調査などの指標や、令和3年度の課税実績などを踏まえて積算をしております。この統計調査で従業員数が30人以上の事業所において、令和2年と令和3年との比較で賃金の増加や時間外勤務が増加しているなど、所得の増加が見込まれておりますが、令和3年度課税の実績において納税義務者が減少していることなどを勘案し、前年度当初予算との比較で1,500万円の減額となる7億円を計上いたしました。

続いて、目2法人町民税の増額につきましては、当町の法人町民税は一部企業の企業収益の増減が町の税収に大きく影響を与えるという特性があります。そのため、町内の上場企業において公表されている企業の決算見込みが前期より増収見込みであることや、国などの経済指標においても、企業収益がワクチン接種の進展等に伴い持ち直しの動きがあることを踏まえて、5千万円の増額となる2億9,700万円を見込んだところでございます。

次に、項2固定資産税の増額につきましては、土地の評価替えによる地価下落による減額は

ありますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減が令和3年度課税で終了することにより7,800万円の増額、さらに家屋につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく課税免除の終了や、新築家屋の増加などにより2,300万円の増額、償却資産につきましては、大臣・知事配分の増額や新規設備の増額などを見込み、おおむね8千万円の増額を見込み、前年度当初予算との比較で1億7,900万円の増額となる13億3,100万円を計上いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の軽減として、令和3年度の固定資産税から8,960万円を減額しておりますが、令和4年度においては、家屋につきましては同額の3,430万円を、償却資産につきましては減価償却分を減額した4,400万円を予算計上しております。

**財政係長（細田さん）** 予算書8ページ、款10地方交付税について、まず初めに普通交付税7千万円増額の具体的な要件について説明いたします。

普通交付税の見込みにおきましては、算定にあたっての新しい算定費目の追加は、現時点においてないものの、国の地方財政対策においては、地方交付税についてプラス3.5%としていることなどから、町の普通交付税の見込みにつきましては、国の動向等に加えまして算定に用いられる補正係数や単位費用額等の変更を考慮し、前年度から7千万円の増額としたところでございます。

次に、特別交付税につきましては、基準財政需要額に補足されなかった特別の財政需要等において交付されるもので、その年度における町の事情に応じ交付額は変動し、また地方交付税総額の6%が特別交付税として交付され、全体枠が決められていることから、同一事情であっても前年度と同額とはならず、交付額の予測は大変難しいことから前年同額の6千万円としたところでございます。

続きまして、予算書19ページ、款18繰入金のうち財政調整基金についてお答えいたします。財政調整基金につきましては、特定の目的を持った事業に充当する基金とは異なりまして、必要な事業を行うにあたり不足する財源を補うためのもので、町税等と同じ一般財源の扱いとなりますことから、補助金や特定目的基金からの繰入金などの特定財源を差し引いて、必要となる一般財源に含まれるという状況でございます。また、現状における令和4年度末の基金残高は、予算ベースで約21億5千万円を見込んでいるところでございます。

次に25ページ、款21町債、項9臨時財政対策債の2億円について説明いたします。普通交付税の振替措置として発行する臨時財政対策債につきましては、令和4年度の国の地方債計画における発行総額について、今年度に比べマイナス67.5%と大きく減額となっていることを踏まえる中で、今年度の臨時財政対策債発行可能額をベースに歳出しまして2億円を見込

んだところでございます。

**企画調整係長（宮下君）** 予算書19ページ、款17項1寄附金、目7総務費寄附金のこちらふるさと寄附金について、これまで増額として推移してきている要因としてなんですけれども、これまで人気を博しておりますブドウなど果樹類をご提供いただける事業者の登録を増やしまして、人気返礼品の数量確保など返礼品の充実を図ってきたこと、また寄附申込みを行うインターネット上のポータルサイトを増やし、電子決済に対応するなど、寄附者の皆さんの利便性向上に努めたことなどが挙げられると考えております。

今年度につきましては、さらに人気のブドウについて、4月から申込み受付を開始するなどしたことで、春から夏にかけての期間の寄附受入額の伸びにつながったところでございます。

また、寄附の使い道、4項目ごとの実績と伸び率の高い項目ということですが、令和4年度、来年度のふるさとまちづくり基金の繰入れに充てております令和3年の1月から12月、この間の実績でございますが、「ふるさとさかきのまちづくりを応援」、こちらの項目に7,848件、1億3,969万2千円、前年に比しまして2,773万7千円、24%の増。「ふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援」、こちらの項目では4,993件、9,078万3千円で、3,276万3千円、56%の増。「花と緑 ばら いっぱいのふるさとさかきを応援」、こちらが872件、1,609万7千円で、470万7千円、41%の増。「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援」、こちらは683件、1,286万6千円を寄附いただきまして、550万2千円、75%の増ということで、伸び率でいきますと「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援」、こちらの項目が一番伸びたというところでございます。

また、人気の返礼品ベストスリーはということで、令和3年度、本年度4月からこの2月末までの状況を見ますと、1位がシャインマスカット、2番目に牛肉、3番目にナガノパープルといった状況でした。

**13番（塩野入君）** まず、町税の関係ですけれども、4年度税総額、前年度比2億1,508万9千円、さっきの第1表でありました。これは新型コロナの影響はどのように分析されていますでしょうか。その辺をお聞きいたします。

それから、交付税の関係であります。新型コロナの影響により、町税収入などから本町の交付税、とりわけ基準財政収入額の推移の先行きですね、先行きはどのように見ているか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから、新型コロナによる交付税の影響はあるのかどうか。それは多分交付税とか、あるいは補助金の緊急経済対策などで別枠対応かなと思いますけれども、ちょっとその辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、寄附金につきましてはですが、今いろいろ聞きました。寄附からですね、返礼品送

付までの流れですね、大きな流れをお聞きしたいと。そして今人気の高い商品のあれがありましたけれども、人気の高い物品の確保、それはしっかり確立されているのかどうか。寄附者に迷惑がかかってはならないわけですが、提供者との連絡体制ですね。多分うまくいっていると思うんですが、その辺の連絡体制がどうなっているか、それをお聞きしたいと思います。

それから、19ページの財政調整基金であります、これは財源不足を当初と6月補正でそれぞれ補って、それが9月補正で交付税の収入がありますと。それと調整をしてここで繰り返すというようなパターンがここは見受けられるんですが、その点はどんなふうにお考えでありますかどうか。その辺をお聞きします。以上です。

**収納対策推進幹（長崎さん）** 再質問にお答えいたします。新型コロナウイルスの影響をどのように分析したかにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による町民生活や地域経済に与える影響につきましては、徐々に緩和され、持ち直しの動きが見られることから、令和4年度においては、令和3年度と比較いたしまして、町税の減収などの影響は少ないと見込んでおりますが、今後の新型コロナウイルス変異株による影響や原油価格の高騰、ロシア、ウクライナなどの世界情勢によっては、経済や町の税収への影響が懸念されますことから、引き続き国内外の経済情勢などに一層注視していきたいと考えております。

**財政係長（細田さん）** 初めに、基準財政収入額の推移の先行きはどのように見ているかのご質問にお答えいたします。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の経済対策として実施された事業用家屋及び償却資産の軽減措置終了に伴う固定資産税の増額等により、基準財政収入額が増額となることが見込まれるところですが、今後においては、新型コロナウイルスの感染状況やウクライナ侵略などに伴う情勢の見通しが大変不透明でありますことから、先行きについての判断は難しいかと思われまます。

続いて、新型コロナ対策に対する歳入についてのご質問でございます。普通交付税の基準財政需要額は、地方公共団体が住民に対し一定の公共サービスを提供するために必要な費用で、基本となる数値に補正係数や単位費用を乗じて算出され、その補正係数や単位費用については、そのときの情勢を反映し毎年見直されていることから、コロナの影響についても一定程度考慮されているものと思われまます、その仕組み上、具体的な数値の算出は困難な状況です。

また、ご案内のとおり、コロナ対策に係る国の交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、定額給付金や子育て世帯に対する10万円の給付のように個別の補助金で措置されるものもあり、交付税でというよりは別枠での対応となっております。

次に、財源不足を途中で繰り返すという予算編成に関する考えについてのご質問でございます。当初予算編成時において、必要な事業の実施にあたり、不足する財源を補うため、財政調

整基金からの繰入れを行うことで住民サービスを低下させることなく迅速な事業の実施を図っているところであります。

なお、ここ数年においては年度途中の収入がございましたので、財政調整基金の繰戻しを行ったところであり、結果として同様な状況が続いたものと考えております。

**企画調整係長（宮下君）** ふるさと寄附金についての2回目の質問にお答えいたします。

寄附から返礼品送付までの大まかな流れということですが、まず寄附申込みにつきましては、インターネット上のポータルサイトを經由するか、もしくは町に直接お問合せをいただきまして、紙のやり取りによってその場合には受付をしております。

その後、受付いたしました寄附者様の情報を、町と委託契約を締結している返礼品の配送管理を行う業者のシステムに登録いたします。そうしますと、入金を確認した後、配送管理している業者のほうから返礼品を提供してくださっている業者の方へ返礼品の配送の依頼が届きます。それによりまして、返礼品を提供していただいている業者さんから寄附者の皆様へ返礼品を発送しているというような流れになっております。

また、人気の返礼品の確保についてでございますけれども、人気を博しているブドウですとか返礼品提供者の確保に努めまして、今年度も新たに提供者の方が増えているというような状況でございます。また、今年度は雨などの心配もあったわけですが、そういう生育状況なども伺いながら、在庫管理も行われているところであります。

また、提供者との連絡体制はということですが、こちらにつきましては、返礼品の配送管理業者によりまして、各返礼品提供者の方と密に連絡体制は取られております。在庫状況につきましても、常に管理業者と返礼品提供者の間で連携が取られまして、各ポータルサイトの寄附募集ページに反映されているところです。

また、返礼品に対する質問など、そういったものにつきましても、管理業者から返礼品提供者に連絡が取られまして、対応をしているところでございます。

**議長（小宮山君）** ほかにございませんか。

**11番（吉川さん）** 24ページ、款20諸収入、項5雑入、目6雑入、説明の109の長野広域連合一般廃棄物処理手数料分配金2,300万円、これについての内容をお伺いいたします。

**住民環境課長（竹内君）** ご質問の長野広域連合一般廃棄物処理手数料分配金についてご説明申し上げます。

長野広域連合では、ごみ焼却施設の運営に際しまして、現在のながの環境エネルギーセンター、そして新しく整備されますちくま環境エネルギーセンター、両施設で徴収したごみ処理手数料、これは許可業者分及び一般持込み分を合わせた手数料でございますが、これについては、一旦施設で徴収いたしますけれども、それぞれ各構成市町村の収入であるという観点から、可燃ごみの搬入実績により市町村へ分配をしております。

当町につきましては、ちくま環境エネルギーセンターが今年6月から本稼働となりますことから、稼働後の6月から年度末の来年3月までの搬入量を約1,360トンと見込みまして、これに長野広域連合によるごみ処理手数料、これは10キログラム当たり170円という金額になっておりますけれども、これで算出した金額が2,300万円ということで、今年度予算に計上したものでございます。

**11番（吉川さん）** ただいまの説明で、まず自分で持ち込んだ方と、また許可業者が持ち込んだ分について見積もっているというお話でした。今2,350万トンでしたっけ、1,350トンでしたっけ。（「1,360トン」の声あり）すみません。この算定なんですけれども、これは今年度の実績に基づいて出されたものということでしょうか。

それで、その割合、比率としては、自分で持ち込んだ個人のものとの許可業者の割合はどの程度の算定で出されたのでしょうか。

**住民環境課長（竹内君）** ご質問にお答えいたします。搬入量の算定でございまして、これは令和2年度の1年間の全体の搬入量に対しまして、先ほど申しましたように、ちくま環境エネルギーセンターへ搬入するのが6月からになりますので、6月から来年の3月までの10か月間ですね。これを月割りで計算すると約1,360トンということになります。

それで、比率というお話がありましたけれども、これはあくまでも実際に搬入して実際に徴収したお金をそのまま全て市町村に返還すると、こういうことでございます。

**議長（小宮山君）** ほかにございますか。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** これにて、歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

**12番（西沢さん）** まず44ページ、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費の中のコンビニ交付導入事業でございます。ここにコンビニ交付手数料、電算委託、保守点検、システム使用料と入っていますが、この中でこの事業に関わる予算はどのくらいになるのでしょうか。

それから、システムなんですけれども、町の情報をこのシステムに接続すれば、すぐ利用が可能になるのでしょうか。そうしますと、この事業の開始時期というのはいつ頃になるのでしょうか。

それから、コンビニ側の体制ですけれども、既に複合機が導入されているのかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

それから、54ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい者福祉費でございます。18001精神障がい者入院医療費助成金500万円、これはご家族や関係の皆様から要望を受けての町単独事業ということで、とてもありがたいことだと思っておりますが、3点についてお伺いいたします。この予算に見積もっている人数ですね、差し支えなければどのくらい

の人のことを考えているのかどうか。それから、助成とありますけれども、個人負担の全額を助成するのかどうか。それから、申請から受け取るまでの流れについて、どんな流れになっているのでしょうか。

それから次ですが、74ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の中の010420複合施設建設準備事業でございます。この中で、建設準備委員について、まず人数、それからこの委員を選考するにあたっての選考方法、それから令和4年度は何回くらい開催を予定しているか。それからアドバイザー委託についてですが、専門家ということでしたが、どんな分野の人をお願いするのでしょうか。何人くらいでしょうか。人数をお願いいたします。

それから、次に76ページ、目2予防費でございますが、010406予防接種事業、この中に入っていると思うんですけども、子宮頸がんワクチンの接種事業に係る予算はどのくらいになるのでしょうか。それから令和4年度の対象者数、それから開始の時期。それから定期接種の年齢を超えた人に対するキャッチアップ接種も行うということですが、この対象の人は、生年月日でいつからいつに生まれた人になるのか、人数はどれくらいを予定しているか。それから、令和4年度の対象者とキャッチアップ接種の方も、併せてどんな方法で勧奨をしていくのか。勧奨の方法についてもお尋ねいたします。

それからもう一つ、143ページ、款10教育費、項5保健体育費、目3食育・給食センター運営費の中で、町長は開会挨拶の中で、地域食材の購入費用相当分を町が負担することにより給食費の値上げを抑え、地産地消、安全な給食の提供に努めるというふうに述べられました。農業振興の面からも画期的な事業の導入だと思います。

そこで、予算としてはこれは賄材料費に含まれているというふうに理解してよろしいでしょうか。金額的にはどのくらいの予算を見積もっていますか。それから予定している食材については、どんな種類のものを。また納入してくれる生産者の方との契約などはどうなっているのでしょうか。以上、お伺いいたします。

**住民環境課長（竹内君）** ご質問の内容にお答えいたします。初めに、私からは44ページの戸籍住民基本台帳費に係るコンビニ交付に関する経費でございますが、今回コンビニ交付システムの導入にあたりまして、44ページの説明欄11011コンビニ交付手数料、これは利用者がコンビニで証明書を取った際に、1件当たり117円というコンビニ手数料を支払うわけですが、その費用について計上してあります。

続きまして、委託の12001電算委託の経費の中に、今回の町と各コンビニへのシステムの導入費用ということで、このうち3,100万円を計上してあるところでございます。

続きまして、その下の12002保守点検、この中でコンビニシステムの保守管理料ということで50万5千円を計上しております。

同じくその下の13033システム使用料、この中でもコンビニシステムの使用料ということで61万3千円を計上しているところでございます。

続きまして、コンビニ交付のサービスの開始時期ということでございますけれども、まず、年度当初はいろいろシステムの構築に時間を要しますので、年度当初から準備に入ります。その後、コンビニの導入作業としますと、J-LISへのサービスの申込申請ですとか、それからJ-LISが提示する各仕様書に従って証明書発行サーバーを構築するという仕事がございます。また、証明発行サービスとの間で住民情報の連携を行うための既存住基システムの改修、また町のシステムやネットワークの作動確認及び業務運用手順の確認等、試験作業等も行います。

したがって、事前作業として申込み、その後開発導入、続いて試験といった経過を経てサービスの開始になるということでございますので、サービスの開始につきましては、来年第5年1月の運用開始を目標としているところでございます。

続きまして、システム導入の機器の導入がされているかというご質問でございますが、今回のコンビニ交付につきましては、コンビニに既に設置しておりますキオスク端末、これはマルチコピー機とも言いますが、それを操作して利用者本人が交付までの手続を全て行うと。料金の支払いまで全て行うという、既にコンビニに設置してある機械を使うということでございます。

**福祉健康課長（伊達君）** 予算書54ページ、心身障がい者町単事業の中の新規の事業として、今回予算計上させていただきました精神障がい者入院医療費の助成金のご質問でございます。

まず、今回500万円という計上をいたしました。想定している人数ということでございますけれども、精神科への入院というのは、実は入院者数は本当にわからないところであります。そういう中で、当町の手帳の交付状況、それとちょっと古いんですけども、国の精神科の入院のデータベースがございます。そこから推計しております。

今回この精神の入院の助成の要件なんですけれども、対象者としましては手帳を交付されている方全員、1級から3級の方になりますが、その中で特に経済的な配慮を要するという観点から、住民税非課税の世帯に該当される方ということにしております。

そういったところから、当町の手帳の交付状況、また住民税課税・非課税の状況等を勘案いたしますと、おおむね想定される人数といたしましては、手帳1級の方が30から35人程度、2級の方で25から30人程度、3級の方で一人から5人程度ということで推計をいたしております。

それと、助成の内容でありますけれども、同じ医療費助成で福祉医療費という制度がございます。基本的にはこの制度に沿った形を取りたいと思っています。したがって、入院医療費のうち保険適用分について、月々の1レセプト当たり500円の受益者負担という形を取っ

ていただいて、それを差し引いた自己負担分という形の助成を考えてございます。

それと、申請から受け取りまでの流れということでございますけれども、現在予定しておりますのは、おおむね3か月ごとに申請のタイミングを設けたいと思っています。したがって、そのときに申請書にその間にかかった医療費の領収書を添えていただいて申請をしていただいて、審査をしてご指定の口座のほうにお振込をしたいということでございます。

続きまして、複合施設建設事業です。74ページになります。その中のまず建設準備委員会の関係でありますけれども、まず人数といたしましては、10名程度を予定したいと考えておりますが、具体的な人選につきましては、これからでございます。と申しますのは、令和4年度にこの事業で予定しておりますのが、まず庁舎内の内部調整を先にやらせていただきたいと思っています。その中で課題ですとか、運営していく上でどんなことが必要かといったことを調整しながら、その後に建設準備委員という形で考えておりますので、そういった中でまた人選を進めていきたいと考えております。

それと、おおむね建設準備委員会は、4年度中には視察を含めて3回から4回程度できればいいかなというところで予算計上をさせていただいております。それとアドバイザーの関係でありますけれども、アドバイザーにつきましては、当町におきましても複合施設というのはこれまで経験もございませんので、ましてや建築物ということでもありますので、法律的な部分も含めて、専門的な知識を有する方ということを考えてございます。さらに申し上げますと、他の自治体等で複合施設の建設に携わった経験のある方というのがベストかなと考えております。基本としては建築士さんですとか設計士さんですとか、そういった方になろうかと思いません。

想定している人数としましては、今回は委託料としてお願いしたいと思っていますので、そういう方がいらっしゃる事業所を含めて、主にやっていただくのはお一人程度かなということで考えているところでございます。

**保健センター所長（竹内さん）** 76ページ、予防接種事業のうち、子宮頸がんワクチン接種に関わる予算につきましては、定期接種が約300万円、キャッチアップ接種につきまして約800万円を計上させていただいております。

対象になる方の生年月日なんですけれども、定期接種のほうは平成18年4月2日から平成23年4月1日生まれ。キャッチアップ接種につきましては平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの方ということになってございます。

人数につきましては、キャッチアップ接種のほうは約560人。定期接種のほうは300人ということで見込みをしております。

それから勸奨についてなんですけれども、勸奨は再開ということにはなるんですけれども、まだその辺のところは皆さんのところに急にやってくださいというの、ちょっとなかなか言

いづらいというのもありまして、最初は厚労省の通知などを対象となる方全員にお送りさせていただいて、それをお読みいただいて、打ちたいというふうに申出をいただいた方について予診票を送るような形を取ろうということで、今考えておるところでございます。

**教育文化課長（堀内君）** ページ143ページ、款10教育費、項5保健体育費、目3食育・給食センター運営費、食育・給食センター運営事業のうち、賄材料費につきましてのご質問にお答えいたします。

本来、給食費につきましては、今般の物価高騰によりまして値上げを検討してまいりましたが、コロナ禍の終息がまだ見えないということから、令和4年度につきましては、地域食材費、過去3年間で、こちらは長野市から上田市までの地域食材購入費の3か年平均、およそ350万円ほどになります、こちらについて一般財源のほうで見る形で計上してございます。

そして、その種類につきましては、主にアスパラガスですとか長ネギ、里芋、ズッキーニほか9品目ほどがここのところの主力の材料となっています。また、地域食材の活用推進協力団体としまして、9の団体、個人の方にその都度見積りをいただきながら納入いただくことを考えております。

**12番（西沢さん）** 2点について再質問したいと思います。初めにコンビニ交付導入事業についてですが、今お答えにもありましたけれども、コンビニの手数料はコンビニに支払うということで、1件117円ということでした。申請手数料、今までも窓口で払っていた300円とかそういう手数料については、申請者がコンビニで支払うんですね。そして、その手数料を町が収納するときには、今度は税と同様に金融機関に手数料を支払うようになるのでしょうか、ということですね。ですから、ちょっと手数料について、申請手数料は申請者本人が払います。コンビニ取扱手数料はコンビニへ町が払うんですね、コンビニの取扱手数料は。違うかな。ちょっとその辺を確認させてください。手数料についてちょっとどういうふうに理解したらいいか、もう一度お願いします。

それから、もう一つ再質問で、複合施設建設準備事業の関係なんですけれども、4年度で内部調整をしてからというお話でございました。そうしますと、4年度ではどこまで進めていけるかということをお尋ねしたいのですが、概略設計に盛り込むいろんなことについて、ほぼ固めていけるのかどうか。その辺についてもお願いいたします。以上です。

**住民環境課長（竹内君）** ご質問のコンビニ交付手数料の精算方法についてご説明を申し上げます。

まず、コンビニ交付システムの全体の流れということでちょっと説明をさせていただきたいと思うんですけれども、まずコンビニ交付システムの運用にあたりまして、町は地方公共団体情報システム機構、総称はJ-LISでありますけれども、J-LISと証明書等自動交付サービス契約約款を締結し、一方でJ-LISはコンビニ事業者と委託契約を締結いたします。

また、町はコンビニ事業者への委託手数料として、1通当たり117円、これはJ-LISの規定による単価でございますけれども、これを負担するということになっております。

精算方法については、J-LISの証明書交付センターシステムというものがございまして、このシステムを利用して精算いたします。町及びコンビニ事業者については、それぞれ専用回線で結ばれますので、その専用回線で証明書交付センターシステムへアクセスすることで証明書の交付枚数、それから交付場所等の情報を取得できます。言ってみれば坂城町で交付枚数が何枚あったのか、また、どこのコンビニで交付があったのか、こういった情報が一元管理されております。

一方、利用者につきましては、まず先ほど申しましたコンビニのキオスク端末で証明書の交付を受ける際に、町が定める証明書交付手数料、例えば住民票300円といった手数料を支払って証明書を取得して、料金も払っていただきます。一方、コンビニ事業者は、利用者から支払われた証明書の交付の手数料から委託手数料、先ほど申し上げました1通当たり117円を差し引いた金額の総額をJ-LISに払うということになります。

町は証明書交付センターシステムから情報を取得して、毎月の証明書交付手数料及び委託手数料の金額を確認した後、証明書交付手数料から委託手数料を差し引いた金額の総額について請求書をJ-LISへ送付し、J-LISは送付された請求に従って町へ支払うと、このような流れになります。

交付証明手数料については、全て月締めで行いまして、翌月精算という形を取ります。したがって、他の金融機関等を経由するわけではございませんので、そういった手数料は発生しないということでございます。

**福祉健康課長（伊達君）** 複合施設建設準備事業に関する再質問にお答えいたします。

令和4年度においてどの程度のことまでやるかというご質問かと存じますけれども、複合施設については、町の公共施設の個別施設計画で令和9年度の完成を目指すということになってございます。具体的に言うと、工事としては令和8、令和9ということになるかと思いますが、そこから逆算をしていきますと、令和6、7のあたりで基本設計ですとか実施設計が入ってくるだろうということになります。

今回、令和4また令和5にかけてもそうなんです、ここでやりたいのは、今回の施設は大変重要な施設になりますので、施設の位置づけが曖昧にならないように、しっかりとしたコンセプトをつくっていきたいということを考えています。いわゆる基本構想的なものやっつけていきたいと考えております。

そういった中で、建設準備委員会ではそこに向けてのご意見を頂戴したいということでございますので、令和4、5については、基本構想あるいは基本計画といった部分について進めていきたいと考えているところでございます。

**議長（小宮山君）** ここで換気のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時43分～再開 午後 2時53分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

引き続き、歳出について総括質疑を行います。

**6番（大日向君）** 2点お願いいたします。57ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目5人権同和推進費、施設等解体工事。これは説明では園芸施設の解体とありますが、解体に至った内容というか説明をお願いいたします。

それと91ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、さかきワイン文化推進事業、昨日の一般質問でばら祭り等も行われるとのお答えがありました。坂城駅前葡萄酒祭もしばらく行っていないので、来年度何かイベント等を行うことは考えていらっしゃいますか。以上です。

**企画政策課長（大井君）** 57ページの人権同和推進費、人権同和推進一般経費の施設等解体工事の内容についてご説明を申し上げます。

こちらは網掛園芸施設ボイラー室の解体工事を予定しているものであります。網掛園芸施設は、同和対策事業として昭和56年に共同でバラ栽培等を行う施設として建設をされたもので、そのガラスハウスの暖房のためのボイラー室を今回解体撤去という形でございます。

ガラスハウスにつきましては、花卉栽培の衰退に伴い平成17年12月に解体撤去してまいりましたが、こちらのボイラー施設が残っておりまして、昨年策定した公共施設の個別施設計画でも除却という形で位置づけられておりますので、来年度実施するものでございます。

**まち創生推進室長（清水君）** 91ページ、さかきワイン文化推進事業のうち、ワイン文化推進補助金でイベントなどの開催予定はどうかといったご質問でございます。ご質問にもありました坂城駅前葡萄酒祭のような集まってワインを楽しむといった事業の開催については、コロナの状況にもよるんですけれども、まだ困難なのかなというところもございまして、町内や近隣のワイナリーさんを集めて、ワインやテイクアウトの食品などを販売するようなイベント、そういったイベント、あとは令和2年度から引き続き開催しているんですけれども、オンラインのワインセミナー、そういった事業を実施する計画がされておりますので、そういった事業を実施する事業体というんですか、坂城町振興公社等ですけれども、そちらへの補助を行っていきたいというふうに考えております。

**議長（小宮山君）** ほかにございますか。

**7番（玉川君）** 4点伺います。まず予算書の86ページ、款5項1目1、010503勤労者総合福祉センター管理一般経費の14002施設改修工事、これの工事内容について伺います。

続きまして90ページ、款6項1目3、010607農振地域整備促進事業、これの01013農業振興地域整備促進協議会、この委員、これについての構成等の説明をお願いし

ます。

続きまして、予算書の91ページ、款6項1目3の010629さかきブランド推進事業についてですが、このブランドというのはどんなものがあるのか。新しい申請等があったら教えてください。

次ですが、112ページ、款8項6目1の高速交通対策一般経費のうち、14005バリアフリー化工事、これについて工事箇所と内容について教えてください。以上です。

**商工農林課長（竹内君）** それでは、いくつかご質問をいただきましたが、お答えをしたいと思います。

まず初めに86ページ、勤労者総合福祉センター管理一般経費の施設改修工事についてお答えいたします。こちらは、坂城勤労者総合福祉センターの空調設備の老朽化や、経年劣化による不具合が生じてきていることによりまして、その改修工事を行うものでございます。具体的な内容としましては、冷温水発生機本体の更新とそれに伴います電源改修や建築工事などの附帯工事となっております。

次に90ページ、農業振興地域整備促進協議会の委員構成というご質問でございますけれども、こちらにつきましては、町議会、町農業委員、それから農業協同組合、土地改良区、それぞれの代表者15名で構成されているものでございます。

続いて91ページ、さかきブランドづくり事業補助金の関係でございますけれども、この補助金は、農産物や地域資源などを含む素材の加工・試作開発を通じて新商品を創造することで、農業者をはじめ個人や事業者の方のものづくりを支援するということとともに、町の広域PRにつながる商品や6次産業化を推進するという目的をもって実施しているものでございます。

令和3年度におきましては、個人1名と法人2社から申請をいただいております。一つは「ねずこん」を活用したボールペンの制作、それからあともう一つがリンゴのジャムを使った商品開発、それからニンジンを使ったジュースの開発、この3点で実施をしているところでございます。

**建設課長（関君）** 112ページ、目1高速交通対策一般経費の事業費のほうですけれども、高速交通対策一般経費の14005バリアフリー化工事の内容のご質問をいただきました。この内容につきましては、2年に分けて、町内の幼稚園のお散歩コース、その安全対策としまして、今年度につきましては、園舎から国道18号までの間にグリーンベルトを設置させていただきました。令和4年度につきましては、産業道路からその下の四ツ屋の部分、そちらのほうにグリーンベルトを設置していきたいというふうに考えております。

**7番（玉川君）** お答えいただきましたが、2回目として、バリアフリーの件。今のお話ですと幼稚園の散歩コースということですが、まだ小学校や保育園、いろいろと改修するような通学路とか道路というのがあると思いますので、その対策についてはどういうふうにお考えでしょ

うか。

**建設課長（関君）** そのほかの通学路等も含めた安全対策はというご質問を再質問でいただきました。まずソフト関係として、のぼり旗だとかそういったもので注意喚起はしていくということをするとともに、国庫補助金の状況、こういったものを見極める必要があるかと思えます。また、コロナ禍の中でなかなかできなかったわけですが、PTAで自前で作業をするということも今まではしてきておりましたので、そういったものに対する支援、そういったものを引き続きご用意させていただきたいと思えます。

また、グリーンベルトを設置する前の段階で、例えば下水道の布設替えをしていくときに舗装復旧をしたりだとかするんですが、その路側帯とかを少し幅をもたせて、そこで子どもたちが通れるようなそんな工夫も、私どものほうでちょっとしてまいりたいなというふうを考えております。

またグリーンベルト、またカラー舗装、そういったものはいろいろありますけれども、そのところにつきましては、劣化の状況等がありますと延命化が図れないということもありますので、そういった箇所の復旧、そういったものも順次進めてまいればというふうを考えております。

**議長（小宮山君）** ほかにございますか。

**10番（滝沢君）** 3点お願いいたします。まず101ページ、款7商工費、項1商工費、目4商工企画費、坂城テクノセンター支援事業の中の18044さかきテクノセンター試験機器整備補助金について、この内容を伺います。

続きまして、106ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目4橋梁新設改良費、説明の14001橋梁修繕工事、この内容についてお聞きいたします。

最後に110ページ、款8土木費、項5都市計画費、目1都市計画総務費、説明の12005都市計画等策定業務、この内容についてお聞きいたします。

**商工農林課長（竹内君）** 101ページ、坂城テクノセンター支援事業の中のさかきテクノセンター試験機器整備補助金についてお答えいたします。

この補助金につきましては、まずテクノセンターで整備をしております金属及び樹脂の3Dプリンターに係るリース料とその保守に係る補助、それから試験検査機器の校正点検に係る費用に対する補助、そして今回新しく導入いたします非接触三次元測定機についての補助を予定しているところでございます。

**建設課長（関君）** 土木費関係につきましては、2点ご質問をいただきました。まず106ページの橋梁修繕事業の14001橋梁修繕工事についてでございます。このうち64号橋の関係について、工事の内容ということでご質問いただきました。

現在工事を進めております64号橋でございますけれども、本年度ようやく千曲川河川事務

所、また国道工事事務所と拡幅部分の協議が整いました。地権者との用地交渉を行いまして、用地買収ができたところでございます。用地取得ができたことから、現在拡幅部分の盛土工事を実施しているところでございます。令和4年度につきましては、事業内容としましては、盛土工が完成した段階で通行をそちらにシフトして、現行の部分を舗装してまいりたいと思いません。

その他、昭和橋等の修繕が橋梁修繕の主な内容となっております。

続きまして、110ページの都市計画等策定業務の内容でございます。この事業の内容につきましては、都市計画事業に関しましては、県で都市計画マスタープラン、こういったものの変更に伴いまして、都市計画の体系の見直しを現在進めております。生活圏を単位とする10圏域を検討に進められているわけですが、その中でも坂城町都市計画区域マスタープラン、こういったものも計画が進められております。町では総合計画が策定されまして、その方向性、また県の計画を踏まえて、町の都市計画づくりの指針となります都市計画マスタープラン、こういったものをつくっていきたいというように考えているところでございます。

**10番（滝沢君）** 再質問で伺います。まず、非接触型の三次元測定機導入ということですが、一応これは何%の補助をされるのかということと、その購入方法。それから、非接触型ということなんですが、これのメリットですね。今までないタイプだと思うので、そこら辺の説明をお願いいたします。

それから、64号橋について、4年度の工事内容を伺いましたが、これは完成がいろんな懸案事項で待たれておるんですが、完成までのめどはどんなような進捗でお考えかお聞きいたします。

それから、今、都市計画の策定業務について、総合計画マスタープランということですが、今後これは委託先等の選定等があるんですが、これはどのようにして決定されていくのか質問いたします。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えいたします。まず、非接触型三次元測定機につきましては、さかきテクノセンターで購入整備するということで、本体価格の2分の1、400万円を補助する予定となっております。

それから、この非接触の測定機につきましては、非接触によりまして複雑形状な製品なども、迅速に三次元による測定が可能となるというものでございまして、この導入によりまして町内企業の加工部品などの精度保証が可能となりますので、企業の販路拡大ですとか技術向上に貢献できるものと考えているところでございます。

先ほど申し上げましたが、購入方法は、テクノセンターが一括で購入するという形になっております。

**建設課長（関君）** 再質問にお答えさせていただきます。まず、64号橋の完成の目途はという

こととございます。64号橋につきましては、国道以外にも役場側、そちらの現道とのすりつけ、こういったことも行う必要がございます。あくまでも交付決定額や予算のつき次第ということにもなりますが、町としましては、令和6年度の完成を目指して工事を進めていかねばというふうに考えておるところでございます。

それから、続きまして110ページの先ほどの都市計画マスタープランの関係でございますが、マスタープラン策定業務につきましては、委託で予算を計上させていただいております。近隣の市町村等で都市計画の策定業務、そういった実績ですとか、そういったものを勘案しながら、町の指名参加願が出されている建設コンサルタントの業者を中心に選定させていただきまして、最終的には指名業者選定委員会の中で決定していく。手法については、そこで検討していくという形になろうかと思っております。

**議長（小宮山君）** ほかにございませんか。

**13番（塩野入君）** 34ページですが、款2総務費、項1総務管理費、目6の企画費であります。34ページの14006温泉施設維持補修工事であります。これは一般質問でも出ました。電源やそれから機械、空調、内装、カランというような説明であります。概要はわかりましたが、この2億7,300万円の算出の内容ですね、これを入札に影響ないような範囲でお願いしたいということとあります。お聞きします。

それから、98ページであります。款7商工費、項1商工費、そして目2の商工振興費の010703の中小企業対策事業で、まず18049の保証料補給金、この算出の内容をお聞きします。それともう一つは、一番下の20001中小企業振興資金貸付預託金の関係ですが、これは町内の四つの金融機関に割り振りをするというようなことのようにあります。ちょっとその仕組みについてお聞きしたいと思っております。

それから、もう一つは106ページであります。款8土木費、項2道路橋梁費、目4の橋梁新設改良費の中の橋梁修繕事業の中で、私は昭和橋について、64号橋じゃなくて昭和橋のほうでお聞きするんですが、これは長寿命化の計画に沿って進められるというふうに思うんですが、この中でどんな工事が期間はどれくらいで、どんな工程でこれをおやりになるのか。それから1億3,500万円のうちの昭和橋についての予算の内容ですね、これをお聞きしたいと思っております。以上です。

**企画調整係長（宮下君）** ご質問いただきましたページ34ページ、款2総務費、項1総務管理費、温泉管理事業のうち温泉施設維持補修工事2億7,300万円の金額の積み上げということとございますが、こちらはこれから入札を行うところということもございますので、詳細については差し控えさせていただきますけれども、大まかなところでいきますと、源泉井戸のメンテナンスといったようなところで約2割、機械設備類といったところで約4割、その他改修工事につきまして約4割ということと予定しております。

**商工農林課長（竹内君）** 98ページ、目2商工振興費の中小企業対策事業についてのご質問にお答えいたします。

初めに保証料補給金の算出根拠でございますけれども、この保証料補給金は、町及び県の制度資金を利用した場合に、その融資の資金区分に応じまして、一部もしくは全部の保証料を補給するものでございます。算出根拠といたしましては、件数及び保証料補給金の過去の実績や状況を踏まえて算出をしております。

それから、次に中小企業振興資金貸付預託金についてでございますけれども、こちらにつきましては、町の商工業振興条例に基づきまして、中小企業への円滑な資金供給を図るため、町内の各金融機関に融資の原資として預託をしているものでございます。

預託金3億5千万円を町内金融機関4行に融資実績などに応じて配分をしております、町内4行協力の下、預託金額の5倍の融資枠を設けて運用をいただいているところでございます。

**建設課長（関君）** 先ほどの106ページの橋梁修繕工事の昭和橋の部分でございます。昭和橋のアーチ橋の部分につきましては、床版下面の補修工事、これを平成28年より8連目から順次、2連施工してまいったところでございます。令和4年度につきましては、国道側の1連目、それからゲルバーガーダー橋と接続する9連目、この床版下面補修工事、また照明の補修を実施していきたいというふうに考えております。

それからアーチ部、主構部というんですけれども、このアーチ部につきましても、2連目、3連目、その断面補修を予定しております。予算金額につきましては、個々の内訳につきましては、入札前でございますので差し控えたいと思っておりますが、予算書に載っている8割強は昭和橋の関連になる予定になっております。

**13番（塩野入君）** まず温泉施設の関係ですが、これはコロナの影響も心配だけれども、町長のさっきの答弁で、11月末、冬場の前にやりたいと、このような答弁がございました。その工程、どんなふうにそこまで進むかどうか、その工程をちょっとお聞きしたいと思っております。

それから、中小企業の商工費の関係であります。結構毎年毎年5億、3億5千万くらい、もうちょっとあるのもありますけれども、この辺の水準で行っているんですが、この預託金の意味はわかりますけれども、効果とかメリットとかですね、その辺のところはどんなふうにこれによってなるのか。そのあたりのご説明をお願いしたいと思います。

そして、橋梁の関係ですけれども、これは通行止めで今もやっていますけれども、昭和橋というより修繕橋みたいになってきていると思うんですが、いつ頃今やっている関係が終了するのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それからですね、もう一つは、結構多くのお金が投入されているわけです。別名金食い橋みたいな形にもなっている。これまで一連の工事にどれくらいの費用を投入しているのか。そしてそのうちの一般財源はどのくらいになるのか、以上、お聞きします。

**企画調整係長（宮下君）** 2回目の温泉施設の改修工事についてのご質問にお答えいたします。

工事にあたってのスケジュールはということですが、まず、今年度、令和3年度ですけれども、3月末までを工期といたしまして実施設計をしております。年度が明けまして4月には書類の手続などを始めまして、入札などを進めていきたいと考えております。

また、工事の金額ですが、予定価格が議会の議決が必要なものにつきまして、議会の議決をいただく中で契約を進めていきたいと考えております。

また、納期の不安などから、ぎりぎりまで工期は今調整を進めているところでございますけれども、11月末までには竣工ができるようにということで今調整を進めております。

また、その間、納期が間に合うようなもので、例えば外構、外周りですとかそういったところで、休館を伴わずにできる工事というものにつきましては、先に進めていきたいと考えております。

**商工農林課長（竹内君）** 中小企業振興資金貸付預託金の効果ということでございますけれども、

こちらは、町の商工業振興条例に基づく制度資金の原資としてお預けをしているわけなんですけれども、この資金によって、町内の各金融機関で町の制度資金の利用が可能となりまして、町内の中小企業の経営安定や事業継続、またコロナ対策にも有効的に利用されております。

また、製造業をはじめ商業や建設業、運輸業など、町内の様々な業種で利用が可能ということで、中小企業への重要な支援につながっているものと考えているところでございます。

**建設課長（関君）** 昭和橋につきまして、3点ほど再質問をいただきました。

まず、いつ完成予定かというご質問でございます。完成予定についてでございますが、先ほどの64号橋も同じでございますけれども、交付金の交付決定次第となります。今年度、今後来年令和4年度に1連目と9連目が完了しますと、床版下面の部分につきましては、令和4年度で一応終了予定になるかなと。その次はアーチ部に入っていくという話を先ほどさせていただきました。2連ずつ補修をしていきますと、令和7年の完成予定を目指しているというところでございます。

次に、修繕は総額どの程度かかってきたかということでございます。平成30年度から始めてきたものでございます。令和3年までに実施した部分につきましての総額は3億2,600万円となっております。

3番目に、一般財源の持ち出しの考え方はということでご質問をいただいたわけですが、まず昭和橋の補修につきましては、社会資本整備総合交付金、これは国の交付金でございます。それを活用して実施してまいりました。この社会資本整備総合交付金の補助裏であります。45%になるんですけれども、その9割は起債の対象となっております。その起債の中には財源対策債というものがございまして、財源対策債の中には交付税算入される部分がございます。町の今まで支出してきた総額から補助金、交付金ですね、それから交付税算入、そういったも

のを差し引いた実質的な町の持ち出しにつきましては、現在のところ1億2,400万円ほどとなっております。

**議長（小宮山君）** ほかにございますか。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** これにて、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第11号「令和4年度坂城町一般会計予算について」は各常任委員会に審査を付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（小宮山君）** 異議なしと認めます。よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中のスマートエネルギー設備導入事業、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に。

それから、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中のスマートエネルギー設備導入事業を除く教育費の各事項を社会文教常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

---

◎日程第10「議案第12号 令和4年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

**議長（小宮山君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(小宮山君)** 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎日程第11「議案第13号 令和4年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について」

**議長(小宮山君)** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

**議長(小宮山君)** これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(小宮山君)** 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎日程第12「議案第14号 令和4年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

**議長(小宮山君)** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

**議長(小宮山君)** これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(小宮山君)** 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎日程第13「議案第15号 令和4年度坂城町介護保険特別会計予算について」

**議長(小宮山君)** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

**議長（小宮山君）** これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（小宮山君）** 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎日程第14「議案第16号 令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

**議長（小宮山君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

**議長（小宮山君）** これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（小宮山君）** 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第9「議案第11号」から日程第14「議案第16号」までの6件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12日から3月21日までの10日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（小宮山君）** 異議なしと認めます。

よって、明日12日から3月21日までの10日間は休会とすることに決定いたしました。

次回は3月22日午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告、討論、採決等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時35分)